

525  
86

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4

始







特權階級論

著ソリス・ヴァン・レブ  
譯猪俣津南雄

1924

新光社

大正  
14. 2. 21  
内交



譯者のノート

「一、『特権階級』なるものに関して當然に起らねばならぬ一般的疑問、——それが現時の如何なる社會的事實に基づいて存立するか？ 特権は、彼等に何を與へつゝあるか？ 彼等の支配下に  
ある二十世紀文明社會は、それに依て何を得、何を失ひつゝあるか？ 特権なき普通人大衆——  
眼覺め、或は眼覺めない——は、その事實を何と見るであらうか？ 見はじめつゝあるか？ そ  
もく社會の進化は、かゝる特権の存続を許すであらうか？ 許さぬとすれば、何故に？——こ  
れらの間に對する科學的解答が、すくなくともその堪能なるもの——一つが、此の書物のうちに見  
いだされると信ずる。

二、この譯書の原本は、ソオスタイン・ヴェンペンの著『The Vested Interests and the Common Man』(版によつては、『The Vested Interests and the State of the Industrial Arts.』)である。  
原著者は、しばらくシカゴ大學に教へてゐたが、氏の思想傾向が、長くその地位に止ることを許  
さなかつた。氏の研究は、ひろく謂はゆる社會科學の範圍にわたり、その方法、對象、特に脚地  
の特異なることに依て知られ、その獨創がしばく人をおどろかす。氏には『有閑階級論』、『ウ



オクマンシップの本能』『實業企業論』及び比較的古い頃の研究論文を集めた『近代文明に於ける科學の地位』等、十種に近い著書がある。こゝに譯出したものは、小冊だとはいへ、最も新しい方の著作であり、氏の各方面の研究の綜合を内容としてもゐるから、大づかみに氏の思想を知るのにも便利であらう。

三、氏の文體、措辭、行論の姿がまた極めて特異なもので、『Vedlenian phraseology』(ヴェブレン流の言ひ廻し)などいふ言葉が、成句があるほどである。その一種独自のユーモアとアイロニーに富む氏の文章を、邦語に翻譯して、いくらかでも原文の面影をしのばせ得るものにするのは、極端にむづかしい。それやこれやで、譯者が衷心からの願にも拘らず、極めて解りやすいものには成つてゐないかもしれぬ。で、校正を助けてくれた一友人の意見と示唆とを附記して置き度い。——彼によれば、二三十頁ほど讀みならずと、よほど讀みやすくなるし、また、最初の二章をあと廻しにして直ちに第三章から讀みはじめのも一つの方法であらう。と、

四、因に、小みだしは、原著には無いのを譯者が勝手に拵えたもので、これもまた、讀み易すくしたさから思ひついた一方便であつた。(二四、一〇、八、譯者)

### 原著者の序文

この書物の各章をなしてゐる論文は、これよりも少しつゞめた形に於て、『近世的見地と新秩序』といふ一般標題の下に、一九一八年十月十九日から一九一九年一月二十九日までの『ダイアル』誌に現はれたものである。その後著者がしばしば受けた依頼に應じて、それをこのやうに纏つた形のものにして茲に再録することにしたのである。

この文章は、一層詳述した箇所がこゝかしこにあるほかは、『ダイアル』誌に發表した論文と大差ない。その範圍及び論旨の點では、茲に論じてあることは、著者が一九一八年五月にアムハース大學の學生の爲にした講演に於ける所論を繰返してゐるのである。

この論文の目指す所は、實業企業の、及び産業の實業的管理の、根柢に横はる法律慣習の諸原理と、十八世紀末に擡頭した産業の新秩序に依て生みだされた現在の物質的諸條件とのあひだに、時と共に生じ來れる矛盾が、如何にして、また(出來るだけ)何故に、生じ來れるかを明かにしやうとするものであり、併せて、この實業と産業との矛盾に依て催起された市民的、政治的



諸困難に關する思索を試みたものである。

一九一九年三月

著者

原著者の英文

第一章 知識信仰の不安定……………五

近世的見地——見地の相對性——習慣の突然變異——知識信仰の標準と行爲の規矩——  
「中世心意」的諸實在の崩壞——經驗の強要——廢用及び置換に由る退化——仕事目的な  
諸事實の力——既成制度物の運命——機械學的概念の影響——法律習慣の不可量物的諸  
原理——改造の問題——「戰前狀態」に十八世紀見地——戰後の危機に即しての期待——  
普通人の心狀

第二章 法律慣習の安定……………二九

現代を支配する古き諸原理——隱象の變化と既成秩序の動搖——所有諸權利の優越——  
個人的自由及び平等の形式的擴大——「自然秩序」前定當時の産業事象——アダム・スミ  
スの歴史的現在——その經濟生活觀——その經濟政策觀——その時代の劃期的二特徴  
——産業の物質的急要——虛構の諸公理の類變



第三章 産業技術の狀態……………五七

自由主義的諸理想の根本假定——新しき産業秩序——個人的職工に代れる機械的施設物  
——機械的標準化が生む唯物觀——所有者雇主の衰亡——雇傭及び所有關係の變質——  
——雇主としての會社——新所有關係の没個人的性質——會社資本——普通人の資本觀  
——不勞所得の想念——純生産物の受領者——有形的働程の言葉——産業技術進歩の意  
味——舊支配階級の特權——新産業組織の生産能率——相互連結的過程——全般的協同  
作業——生産的作業社會全體の所産——投資者の仕事——生産力と純生産力——技術的  
知識の社會性——物的設備の所有者と生産技術の用役權——舊原理と新事實との矛盾

第四章 自由所得……………九九

新制産業の法外な生産力——剩余生産物——自由所得の源泉——資本——有形資産と無  
形資産——有形資産の生産的價值——無形資産の性質——無形資産の種類——自由所得  
の根據——「合理的な収益」——實體なき富の大きさ——能率撤回に依る利得と社會の蒙る  
損失——恐喝取財や金品強奪との類似——「故意の無能力」の程度——官公史の心狀——  
實業慣行と技術的要求との矛盾——社會的生産能力の七割五分減——材料及び作業の浪  
費——扶持階級の維持費——天引勘定の重荷

第五章 既得利權……………一三五

金錢的權利義務の秩序——自由競争の作用——動的均衡態としての全産業組織——社會  
的厚生と産業の統制——産業管理者としての實業家——價格の維持と生産制限——實業  
的成功の意味——ピジネス・ライクなサポーター——社會の生計の翻弄——法律慣習の  
容認——競争的經營術——失業——實業家の功績——既得利權——既得利權の獲得費——  
——自由所得の資本化——會社資本の核心——要約——無形資産を代表するもの——集  
中に依る浪費の節約——節約の資本化——石油會社の資産内容——所有の結合と競争の  
原理——獨占利得——二つの問題

第六章 國家の神權……………一八一

近世的見地の成果としての世界戦争——競争の勝敗と産業的優越——個人の自助と國家  
の自決——國家的霸氣放棄の議——既得利權者制禦の策——強大國の掠奪性——救済的  
後思案の仕組——國王の神權——民主的主權——國家的達成の蠱惑——普通人の拒否權  
——國家の既得諸權利——民主的社會の國家的政策——豐的過去よりの傳襲——帝國主  
義——産業的孤立自給策——保護關稅と米國の繁榮——生産過剩の補助的豫防策——普  
通人の負擔



第七章 生きつ生かしつ……………二二七

神権行使の利得と犠牲——平和の意味——戦前状態への復歸——國境の意義——昔氣質の紳士達——新計畫の諸國家——希望の巡禮者——小マキアヴェリ組の群——生きつ生かしつのかしつのかしつ——民族——愛蘭人の場合——弱小國家の自決權——スカンヂナヴィア諸國——その國家的施設の教訓——國家保全の辨——下積の社會と平和の爲から見て——階級的利害の間隙——産業社會と實業社會——事實本位な改造案——ホルシエヴィズムの

第六章 脅威の輪

第八章 既得権者と普通人……………二五一

文明人の至要諸權利——二つの主要階級——既得権者と普通人——扶持階級——普通人——附隨的既得権者——エー・エフ・オヴ・エル——農民と小賣商人——農民の既得権——土地所有權と市場の趨勢——農業の無形資産——農民の不勞所得——農民の収益——普通人側の無自覺——既得権者側の意識的行動——望まじからぬ市民——氣持の溝——離反運動——普通人大衆の新意識

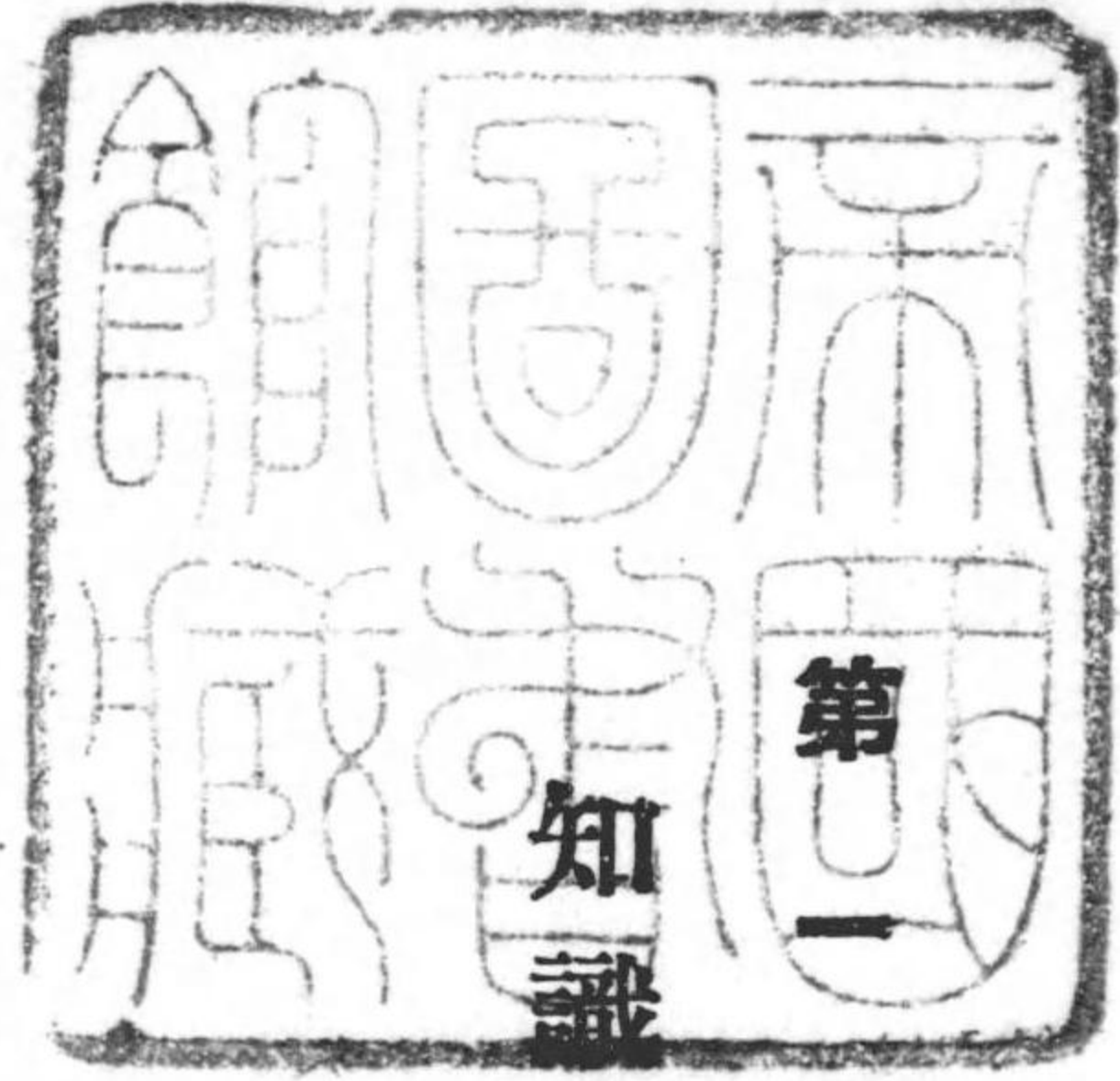
第五章 階級論

特權階級論

ソオスタイン・ヴェアレン著

猪俣津南雄譯





第一章  
知識  
信仰の不安定



近世の歴史

### 近世的見地

歴史上、他のいづれの時代の時代特有の見地もさうであつたやうに、近世的見地も亦た、習性の事柄である。それが近世の文明諸國民に共通の見地をなしてゐるのは、該諸國民が本質上ほと同一の歴史的經驗を經、それに依て本質上ほと同一な思考習癖を得、何程か同様な一般心狀に陥れる限りに於てである。此の近世的見地には、それだから、時と所と双方の制限がある。即ち、それは近世の歴史的年代に特有なものであり、且つ、近代世界をば、過去の文明、及び今尙ほ其の範圍外に行はるゝ文明から區分する特異な文明の圏内にある諸國民に特有なものである。言葉を換へれば、それは近世基督教諸國の一特質であり、最近數世紀に流れた西洋文明の一特質である。此の一般的立言は、輒近に於て此の範圍外にも多少これらの近世的西方的諸觀念の傳播を見たといふ事實の爲めに障りを受けないのである。

歴史的偶然に依て、近世的見地はたゞ佛語及び英語國民の間に最も成熟した公式化を見



最も滞りなき普及を見る處からして、これらの國民は、此の近世的見地と呼はるゝ觀念組織の傳播中心を形づくるといふことが出來やう。此のひろき中心から外方に向つて、同一範圍の諸觀念が基督教諸國全般に波及するのであるが、文化の點で該中心を遠ざかるものに在ては其の確信の率直味が減じ、遠ざかるに従て益々減ずる。これら後者は、前時代の思考習癖の殘留物をより多く持越して居り、且つより、良き保存状態で持越して居る。或は又た、これら後者、乃至は其の或るものは、普通に近世的見地と呼びなされる觀念組織とはやゝ不調和なる、新様な思考習癖を得たのでもあらう。得たのであるといつても、衰め、または咎めた意味を含むを要しない。只だ、一般の慣例に依て、これら古風な思考習癖の殘留物と、西歐の因習的思考の骨組に嵌まらないこれらのより新しき先入主とは、通常、近世的見地の本質的一部分とは見做されない、といふ迄のことである。これらは、それだから、人間生活の嚮導及び規矩として、それほど無効だといふ譯ではないのであつて、只だ近世的見地を形づくる諸原理に従て判斷され指導される所の文明生活に於て至要とされる諸目的とは沒交渉だ、といふに過ぎないのである。

### 見地の相對性

見地と呼ばれるものは、常に、一つの合成物で、諸原理、諸標準の、まるみあり釣合のとれた何らかの組織であり、其の原理や標準は、少くとも一應は、勿論のこととして許され、凡そ熟慮に依て意見を立つべき一切の問題に於て、参照及び當否決定の基礎となされるものである。されば、或る慣例や、或る種の行爲もしくは信仰が、近世的見地から是認されるといふ場合には、それらのものは、近代人が充分だ終局的だと習慣的に思惟する諸原理の光に照して見られ許されてゐる、といふのと同じことになる。それらは、權利、公正、合宜、義務に關する原理であり、恐くは知識、信仰、趣味に關する原理でもある。

これらの、正しきもの、善なる、眞なる、美なるものに關する諸原理、諸標準が、異なる生活條件に應じて時代により國民によつて異なることは明かである。何故なら、これらの諸原理は其の性質上、常に、習性のことに屬するからである。尤も、謂ふ處の差異は、勿論、その同じ



正、善、眞、美の諸原理のうちに表示される限りの人性の範囲を出でないであらう。同時に又た、一定の時と所とに於て、終局的であり自明であるとして受取られる程の原理の集團には、それを貫いて、眞理と適正の公準といった風な何ものか見られる——若しも、此の習性的なる原理集團が、一箇の安定した見地を形づくるといつて差支ない程度の平衡と整合を得てゐる場合にはである。かゝる程度の整合が、かゝる妥當の公準が、今日一般に受け容れらるゝ諸原理のあひだに存するが故にのみ、聰明に近世的見地を云爲することも可能であり、且つそれをば、異なる時や所、例へば中世や異教的古代に普及した他の諸見地と、對比することも可能なのである。

羅馬人は、好んで「時勢は變れり」といつたものだが、西班牙人は、頻りに「國の慣習」の名に於て語ることを學んだ。英語國民の私法は、羅馬人から見て動かし難き正であり善であつたものと、すべての點で一致する譯ではなく、前者に含まるゝ諸原理に至つては、モザイク法典のあらゆる幻想を是認するものでは尙更らない。而かもこれらが皆なそれ／＼に、其の時節

時節に於て、且つ其の制度物的環境に於て、試みられ妥當と知れて、確實、永久に原理として正しく善なるものゝ地位を贏ち得たのであつた。

### 習慣の突然變異

法律及び慣習の標準として役立つやうに出來てゐるこれらの原理は、明かに、法規や成規の性質を帯び、先例たり慣例たるの權威を有する。それらは、習ひ慣はし論<sup>ホフ</sup>つらひの磨損に依て割義され、いくらか慎重な爲方に於て異議なく承認され、正しく宜ろしきものに關する慎重な輿論の支持を受ける。通俗的理會に於ては、そして又た實に訓練ある法律家や學者が其當時に理會する所に依ても、一箇のうけ容れられた見地を構成するこれらの原理は、「根本的永久的に正しく善なる」ものである。が、これらの原理が、その時節々々に、通俗的理會に於て習慣的に賦與されてゐる永遠性は、明かに、あらゆる習ひ慣はしからの生長物として固定したものに屬するやうな制限づきの永遠性である。それらは制度物的性質を帯び、あらゆる制度物に



のみ屬する程度の永遠性を恵まれて居る。環象の格段な變化——これらの固定した原理を生み出した習ひ慣はしの線を横ぎり又は踏えんとして止まない程の深甚な、永續的、包括的な變化——がやつて來ると、間もなくこれらの原理及び其の妥當性や終局性に關する標準は改訂を餘儀なくされ、新しい情勢が強うる思考習癖を具現する所の、且つは權威ある習ひ慣はし又は法律慣習の新しい仕組に表現される所の、新しい釣合ひを保つ原理群に燒直されねばならなくなる。で、例へば、中世的見地から近世的見地への推移に際しては、基督教諸國民の日常生活を規制すべく現はれた新しい範圍の環象に強制されて、恰もかくの如き、諸人が習慣的視野に於ての遍き變化が見られるのである。

此の中世から近世への、習慣的視野の突然變異（ミューティション）にあつては、法律及び道德の固定的領域に於てよりは寧ろ知識及び信仰の更まれる諸標準に於て、其の對照が最も端然たる形で現はれて居る。當時、西方世界を襲つた習慣の突然變異が、行爲の事柄に於ては比較的廣きに亘らず比較的不充分であつた、といふ譯ではないのである。が、科學と哲學に——例へば十四世紀から十九

世紀の間に——起つた變化の方は、一層認識し易い性質のものであり、一層簡明な、説服力ある言葉で劃義され得るものであつたやうに思はれる。後者は又たひろく一般に、歴史的事件の成行きに興味をもつ人々の注意を惹き、從て、知識及び信仰の組織が中世と近世の間に顯著な變化にあつたと指摘するのは、凡そ近代文明の標準的歴史的研究に於ての一種の常套事となつてゐるのである。

### 知識信仰の標準と行爲の規距

知識や信仰の規距、事實たることや信じ得ることを支配する諸原理は、他の關係に於ける人間習性の諸要素よりも一層親密に、一層本質的に、人間精神の習性的作動のうちに含まれて居ることも亦た容易く知れる。かくの如きが必然なのは、知識と信仰を嚮導し限定する諸原理は、人が何を爲すべきかを調べ、如何に爲すべきかを考慮する手段方法となるものだからである。人々は、知識と信仰に關する慣用の規距を使用することに依て、實際生活に於ての嚮導となり



標準となるころの、行爲の規矩を編みいだすのである。人々は、自己の知識と信仰の範圍を超えた事柄に評價を下すやうなこともなければ、又た其の限界を超えて、生活のゲームに適用する規則をつくるやうなこともないのである。

### 「中世心意」的諸實在の崩壊

で、色盲の人々は色調の構案をつくらないし、又た「音樂の耳」のない者が作曲の妙手になるやうなこともないであらう。と同じやうに「中世心意」は、當時尙は中世的知識信仰の埒外にあつたところの、後に起れる生活上の急要や、後に知られた物質科學上の諸事實には、少しの考慮も拂はず、何の備へもなさなかつた。が、同時に、此の「中世心意」は、今では全然架空と見做されるやうになつた事柄に就ては、多くの考慮を費し、優れた戒愼を用ひて居た——即ち、一層經驗を積んだ時代の一層成熟した洞察が、乃至は恐らくは昔ほど豊饒でなくなつた浮想が、明かに事實に違ふとして斥けてしまつた事柄に就てはである。

精しく言へば、中世心意の最上の知識と信仰に従て嘗ては疑ひも無く實體的であり立證し得べきものであつた事柄が、實在の終局的標準として目下近代人の間に服務中なる知識信仰の規矩に従へば、もはや事實として認知され難いのである。近代に生れいでた人みなが、近代に生れたといふその事の爲めに、星占や巫術や門閥や祈禱の効驗や帝王の神權のやうな中世的諸事實を知り且つ信ずることが出来なくなつたといふ譯ではないが、併し全體から見れば、且つ近代的見地の支配を受ける限りに於ては、これら及び他の類似の不可量物インボンダラブルスは、もはや確かめられた、又は確かめ得る事實に屬するものではなくて、前きの未熟な時代の誤れる見地に由來する全く虚妄な浮想だといふのが、今での、知識信仰に關する慎重な輿論になつて居るのである。

### 經驗の強要

一定の時に知識及び信仰を支配する諸原理は、それが人間一切の考量の基柢に横はり、且つ人間一切の論理の所要要素を包容する所からして、他のどのやうな原理にも勝つて本元的、普



遍的であるが、これらの知識信仰の規矩は、法律道德の諸原理よりも一層速かに、經驗によりての改修や正誤に曝らされることも亦た注意すべきである。生活條件が、凡そ眼につく程に移り變るや否や、曩きには確かめられた事實であると習慣的に思ひ込まれて居た事柄の、習慣的なる而かも益々明白なる失敗を見る處からして、經驗は、事實性や可信性に關する慣用標準の改修を強要することになる。知識の古き規矩に照して習慣的に既知の事實と思はれて居た事柄——例へば、巫術、即ち離れてゐて物を動かすといった風のこと——は、更まれる事情の下に於ては、經驗に依て、偽りの實在性を有つに過ぎないことが知れて來るのである。

この巫術に説かれてゐたやうな古風な知識はすべて効ひなく、迷はせやすく、意味なきものと判かり、日常諸事實に巫術が説くやうな性質や作用があると見做す習慣はここで廢弛し、經驗が、さう見做すことの無効を徹底さすに従て、益々廢弛する。而してやがて、既知の諸事實に於ける其の種の性質や作用その物を知覺する習慣が、其の爲めに、次第に失はれる。そこで又た、時節が來て、これらの失はれた不可量物の保存または統制の爲めに法律慣習に具現されて

ゐた遵守、戒慎、豫備の諸事項が又た不用に歸し、或は空文となり或は廢棄されて、制度物の仕組から消え失せる。わけでも、信仰と洞察のかくの如き喪失、及び其れに依つて下から土臺を取去られたこれらの不可量物の隨伴的喪失は、時代人の更新とともに事實化するであらう。

### 廢用と置換に依る退化

不可量物は、固定した習慣の力に依て公理のやうになつてゐる所の、イイクレイト虚構の一片である。

従てそれは、攪亂的な新習慣の進行に伴つて不可量物でなくなることが出来る。古風な信念や

洞察の習慣が刻み込まれて居る年輩者達、即ち其の古い知識や信仰に従て問題の不可量物に活如たる實在性を見出して居た彼等は、やがて凋落し、新しい違つた軌道を走る經驗の經驗者たる新時代人は、それらの信念や洞察の諸箇條をば、不使用に由つて喪失すべき順路にある。これは、不使用に由る退化の一事例である。そして此の習慣的不使用、即ちかく知識信仰の古風な規矩を凋落に委して法律習慣の傳統的組織の土臺を取去るところのそれは、新様な經驗の進み



行く訓練に依て勢づけられる。かゝる訓練は、日常の仕事目的な諸事實をば、習慣的に、異種の言葉で理會することを強要し、それに依つて、人間關係を律する傳統的諸法則の再評價、再修正を催起する。此の、古風な法則と一致せぬ、新しき仕事目的な知識信仰の諸箇條は、傳統の見地と没交渉な新法則、新標準を、力づけ安定づける力がある。換言せば、それは、不使用に由る退化であると共に又た、置換に由る退化の一事例でもあるのである。

### 仕事目的な諸事實の力

此の、仕事目的な經驗が強ひるところの擾亂性ある訓練は、主として且つ最も觀面には、生活の物質的諸條件が、即ち生活の物質的資料の日々の取扱ひに於て諸人に迫る諸急要が、施すところの訓練である。それといふのが、これら物質的諸事實は一轍で非妥協的だからである。而して、かく日々の物質上のかゝわりに於て諸人が強ひられる知識や信仰の範圍及び方法は、その習慣的使用に依りて不可避的に能く自余の事柄にも及び、かくして又た物質的經驗の直接

領域の外にある不可量物的諸事實にかゝはる一切の知識信仰の範圍及び方法にも、變化を及ぼすのである。で、改變的な習慣づけの過程が更に進むに伴つて、年代ものゝ法律慣習組織を構成する不可量物的な諸關係、諸因習、諸要求、諸報酬が又た必然に再査に附され、かの物質的事實の取扱ひに於て人を満足させるやうに成つたところの、新しい妥當の諸原理に照して修正され、再組織される、といふ結果になるのである。

時間をかけ、且つ十分に假借なき經驗が續きさへすれば、眞理及び究極性に關する諸標準と殆ど同種の諸標準が、一切の事實に關する知識及び評價を律するやうになるのが必然の結果である。——それが、物質的事物の領域にある事實たると、人間關係にあつての正當なものや適當なもの決定する不可量的な諸因習、諸先入主の領域にある事實たるとを問はないのである。さうなるのが必然の結果であるのは、同じ訓練と習慣づけに依て傾向づけられた同じ諸人が、同じ一生涯を通じて双方の事實を調べ、且つ双方の事實に應酬せねばならないのだからである。かくて、知識および評價の同一範圍及び方法のものが、多かれ少なかれ嚴酷に、あまねく同一



個々人の思考を支配し、少くともその結果として、凡そ此の首要な知的傾向と明かに喰ひ違つてゐるやうな信念や慣行は、間もなく、必要のない筋違ひなものに思はれはじめ、閑却に依て廢たれるやうにはなるであらう。

#### 既成制度物の運命

かくの如きがこれまで常に、すべて過去の見地に屬する信念や慣行の重要箇條を襲うた運命であつた。凡そ法律及び秩序の既成組織が確乎たる安定を得て行くのは、その組織が、その當時に人氣ある所の妥當性の規矩に一致すべき筋合のものになつてゐる場合、又はさうしたものに燒き直される場合に限る事である。そしてその人氣なるものは、日常の經驗に依て刻まれる思考習癖の事柄に屬する。で、茲での教訓は、新様な經濟生活が、社會の思考習癖に實質的變化を生ぜしめる丈けに月日が経つと同時に、凡そ法律慣習の既成組織は、當然にその構成諸原理を修正する時機に達する、といふことである。が、同時に一方、人類固有の不變の諸性向は、

既得の制度物組織の結局の改變に向つて絶えずいくらかづゝ作用して止まないであらうし、そして若し其の組織を撓めて生活の至要本然なる諸必要と相應に調和したものにすることが出来ないならば、結局、件の諸性向は、いつでもその秩序立つた事物の仕組を破壊して痲痺的困迷の群塊に化するを辭さないであらう。

#### 機械學的概念の影響

近世期を研究する者の注意を、最初から惹きつけさうな一事は、今期の産業の、及びその知識的視野の、特異な性質であり、わけても近代科學及び工藝學の規模と方法とである。近世歐羅巴及び其の文化的從屬者の知識生活は、既往のそれとは著しく違つてゐる。すべてそれには、工藝學に於ても又た科學に於ても、事實本位的な空氣があり、それは科學的攻究のかゝはる一切の事物の『機械學的概念』に至つて極點に達し、其の光の前には、中世の恐ろしい諸實在の多くが、徒らな虚構のやうに見えるのである。



が、しかし此の事物の機械學的概念が、知識信仰の現行組織に由々しき影響を及ぼし始めたのは、漸く近代の最近數十年來——近代後期と呼んで差支ない期間に於て——のことであり、而かも工藝學と物質科學以外に於ては、今日まで未だ由々しき結果をもたらしては居ないのである。従て機械學的概念は、人間相互の權利、義務、利益、不利益を劃義するところの法律慣習の組織、制度物的安排の既成構案の域に由々しく侵入してはゐないのである。が、しかし、この權利や義務や合宜や不利益の既成組織も亦た、期限が來れば何等かの形に於ける改修を受け、輒近の近世文明の基抵に横はる事實本位的な事物の概念に一段と調和したものに爲されるものと期待して差支ない。

( 20 )

#### 法律慣習の不可量物的諸原理

法律、慣習の既成組織の構成諸原理は、勿論、不可量物の性質のものであるが、それらは、二十世紀科學者、技術者にとつて信ずることの出来るものとは違つた言葉で、會得され、公式化さ

れた不可量物である。然るに、事物の機械學的概念に支配される科學者、技術者達の進みつゝある道は、近世文明行進の要路に當るやうに思はれる。して見れば法律慣習上の安排も亦た、此の近世知識生活の頂上と見える機械學的概念の列に加はるものと期待して差支ないと言へやう。が、今までの所、其の再整理の『期限』は、まだ明かに切れて居らぬやうに見える。或は又た經驗は、一切事物の機械學的概念の方向へ人々を追ひ立てたにしても、恐らくは彼等をして、其の觀念の修正を、法律慣習の組織にまで及ぼさしめる程に厳しく絶えまなく追ひ立てはしなかつたのであらう。法律や慣習のことに關する近世的見地は、科學や工藝學に於ける輒近の進歩で量かると、チト遅れて居るやうに思はれる。

( 21 )

#### 改造の問題

が、目下の處、思慮ある人士の注意は、實際關係の諸問題、法律慣行上の諸問題の上に集注されて居り、それらは、文明諸國民を戰爭にひき入れたところの基督教世界の構成の、掩ぶべから



ざる失敗に依つて、注意の焦點に持來されたものである。目下の首要問題は、文明諸國民を、此の取返しのかね禍害から救ひ出すには、如何にすべきであるか、且つ類似の窮厄期が、再び次ぎの時代を襲はないやうに思ひを致すことに依て、新たに何事を成就し得るであらうか、といふにあるのである。事物の安排の『改造』といふ方面に、何事かゞ爲されねばならぬ、とは氣つかれて居るし、又た、もつと臚るげにはあるが、其の改造は、既成の法律慣習組織の過ちなき存續を目指すよりは、寧ろ人々が我慢する程度の生活條件を具備する「生活の安固」を目標として行はねばならぬと言ふことも氣づかれて居る。これはみな、近世的見地の構成諸原理が商議に附され、再査され、且つ——想ふに——改竄されて列に就けられねばならぬ、といふのと同じことである。但し、諸原理といつてもそれは、『現状』と呼ばれてゐる受取られた法律慣習組織の構成分子たるものゝみに就てのことである。再査に附さねばならないのは、法律と慣習に關しての『現状』であつて、工藝學と科學に關してのそれではない。法律慣習は之れを、文明人の知識信仰の要求に應ずるやうに改竄する事が出來やうと信じられてゐる。が、正氣な人間

であるならば、近世的知識信仰の組織を改竄して悉くそれを『現状』の法律慣習の年代ものゝ仕組に調和するものにしやうと希ふものはないのである。

### 戦前状態と十八世紀見地

であるから、十八世紀に安定づけられたところの此の安定した近世的見地が、これら實際關係の諸問題に對する關係は、當面の興味である。——戰爭に依て打破された習ひ慣はしの組織の相當に有望な改造の基礎としての此の見地が有する實際的價値、永續的解決の基礎としての其の可能的役立ち、並びに其の構成諸原理が、此の窮厄期の突發を見た「現状」をつくり出すにあづかつた度合、等、この不幸事や不可能事の根源をなしてゐる「戦前の状態」は、無論、近世期の内にあるのであつて、近世の生長物としてそれが畑違ひの物だなどゝく、さすことの出來る譯のものではなく、又た思ひがけない物だなどゝさへも言へる譯のものではない。此の十八世紀安定の近世的見地は、全體として、わが近代の人々の行爲を支配し來れるものであつて、



その構成原理たる正しく正直な世渡りの諸原理は、それだから、推定上時代の不詳事一切に對して責があるとしなければならぬものである——少くともそれらが、今や成熟して世界大の耻辱、混亂状態を呈するに至つたやうな面白からぬ諸事態の生長を、認容的に黙視して來てゐるといふ點に於てである。

如何なる意味に於て、又たどの程度まで、此の近世的見地、此の十八世紀創定の法律的道德的  
原理群を、此の犯罪の従犯者と見る事が出来るか？ もしまた、此の大失態の併發を見たのは、  
文明人にとつてかくも貴重な、かくも無疵なこれら行爲の諸原理のせいではなく、却つてそれら  
に逆ひてあると論ぜられるなら、然らばかゝる險惡事態の進行を許し、擡頭を許した此の原  
理群固有の弱點短所は何々であるか？ で、もし、此の近世的見地、何を爲し何を許すべきか  
に就て近代人を集團的に動かして來た此の固定せる行爲諸原理——これらの清く正直な世渡り  
の規矩標準が、もし致命的な係締だとなつたら、其處に生ずる緊切な疑問は、かく試めされて  
効ひなしと知れた既成の權利、公正、合宜の規矩の同じ光りにたよつて未來に進入するのが、

果して安全であり穩當であるか？

### 戦後の危機に即しての期待

想ふに、茲での問ひは、寧ろそれ程教訓的でない形で發せらるべきであらう——即ち、此の  
現在の窮厄の經驗は、果して人々を驅て既成の行爲諸原理及び其れに基く諸特別を改竄せしめ、  
可測の未來に於て再び同様な絶望的事態の發生する機會を絶無ならしめる程に、それ程有効に  
改竄せしめるであらうか？ 輓近の訓練と、新様な知識信仰に基づく洞察とが、現在の失敗の  
驚きに刺戟され、勢ひを得て、此の文明の流産に結果した「戦前状態」への復歸を不可能なら  
しめる程の修正を、これら法律習慣の諸原理に施すものと期待し得るであらうか？ 此の問ひ  
の方が一層適切な問ひである。歴史の教へるところでは、人々は之れを全體として見れば、訓  
戒と反省に依てよりも寧ろ習慣づけられることに依て學ぶものであり、法律慣習組織の究局の  
基礎をなすところの、眞理や妥當の根本原理に關するものにあつては、尙更さうである。



## 普通人の心狀

この問題は之れを詮じつめれば、この輓近的過去に於ての習慣づけが、現在の危機のショックに依つて動員されて、文明諸國の普通人の心狀に、行く／＼どのやうな影響を與へ、どの程度までの影響を與へることにならうか、といふ問題に歸着するのである。何故といつて、詮じつめれば、且つ相當に寛容の餘地を斟酌すれば、普通人の心狀こそは近代世界に於ける社會の基礎をなすものだからである——それもしか、たとひ年輩政治家達が、昨日より前のいつの日かに良いとされたことのある諸原理に照して、相變らず、近代世界の動きの其の日／＼を指導し續けるにしていることである。で、文明世界の運命は、よかれあしかれ、先進諸國民の作爲的及び不作爲的行爲に依つて定まるのであるし、これら諸國民にあつては、何を爲し又たは爲さざるを安全とするかの問題には、普通人の心狀が、その最後の決定的條件をなしてゐるのである。普通人達の助言及び承諾は、近來、文明人間の事件の處理にとつて缺ぐべからざるもの

なり、當の社會を文明國民と見なし得る程度といくらか同じ程度に於て缺くべからざるものになつてゐる。少くともそれは、承諾といふ方面では缺くべからざるものであるし、少くとも普通人達が承諾して寛容してくれるのでなければ、如何なる政策も長く續行し難いといつた程度には、缺くべからざるものである。而して此の寛容の餘地は、普通人の心狀が敏活なものであり事實本位のものであればある程、少ないやうに見えるのである。



第二章

法律慣習の安定



### 現代を支配する古き諸原理

茲での問題に關係する限りに於ては、精しく言へば法律慣習の既成組織の基底をなす諸原理に關する限りに於ては、近世的見地は十八世紀に於て安定を得、確定的な形式を與へられ、そして、爾後の實際的事件の處理に關係ある限りに於ては、該見地の構成諸原理は、その時以來、實質的變化乃至は修正なしに持越されたのである。で、實用上、近世的見地は今や凡そ百五十年前後になつたと言つて差支ないのである。

それは、それだけ時世遅れだ、といふのは當らない。何故といつて、其の年代ものの眞理安當の諸標準は、『わが現代』の組立の至つて實質的な要素をなして居るのである。かゝる次第であるのは、此の原理集團が、あの時分に安定づけられてしまひ、從て爾餘の諸變化にも拘らず、其のまゝ手つかずに持越されたといふ事實に、大に職由するのである。要するにあの時分に至る迄での近世期に於ける生活條件の下で試められて良しと知れた諸原理は、あの時分に至て



しつかりと擱まれ、吟味され、割義され、嘉納され、而して文書の形を與へられることに依て安定づけられたのであつた。或る意味に於て、該諸原理は、其の際に文明社會の憲法に書込まれたもので、其時以來引續き該文書の核心を形づくつて來たもので、かくしてそれは、成文憲法風な曲げがたいものになつてしまつてゐるのである。

かやうにこれら開明なる近世的諸原理を確定的にうけ容れ、且つそれらをば、自動的均衡を保つ人間行爲規矩として法律慣行の地位に公式に叙任することに成功したところの時代人から見れば、これらの諸原理は悉く、かの自然法——個人性なく、偏頗なく、破棄し得べからざる、不變不易な、根本的かつ永久的に正しく善なる自然法——のあらゆる裁可を有するものであつた。其の時代の人々は、『これらの眞理は自明である』と考へてゐたのであつたが、其時以來それは、近世文明の本體を形づくる諸國民に依つて引續きさう考へられて來たのである。而して未開半開の諸國民、即ち其れ以來次第に列に加はり、近世的文明生活の仕組の中に一地位を要求しつゝあつた諸國民も亦た、清く正直な世渡りの同じ開明な諸原理をば相ついでうけ容

れ、且つ(相應によく)同化しつゝあつたのである。一箇の現營業務體としての基督教世界は、引き續きこれら諸原理の助けを籍りて其の業務を管理し、該原理は、文明人類のもろくの抱負を堪能に公式化したものであると今だに考へられて居る。で、百五十年前に文書の形體を得て安定づけられた之れら十八世紀の近世的諸原理は、かくして、不變不易の完成體に於てわれらが時代まで持越されてゐるのである——眞鑄よりも耐久力ある一紀念碑。

これらの原理は、勿論、思考習癖の性質のものであり、且つそれが習慣づけの被造物である處からして、經驗の衝擊の變化すると共に絶えず變化し推移する思考習癖の性質のものである。が、それらは十八世紀に於て既に一度充分に堪能な仕方安定づけられ、完備した文書の形につくり上げられた爲めに、凡そ巧妙なる文書的定式化が與へるやうな重みと安定のすべてを具へて現在まで傷つかずに持越されることが出來たのである。成程、これら法律慣習の近世的諸原理が十八世紀に固定した形をとつてから今日に至るまでの期間は、文明生活の諸條件に就て見れば、先例のない變化——迅速、多様、深甚、廣汎な點で類例を見ない變化——の期間で



あつたことは事實である。其の必然の結果として、十八世紀に於て當時の追ひ立てる急要の下に是認され安定づけられたる行爲の諸原理は、變化する環象に伴ふ紛亂を遁れることは出来なかつた。で、十九世紀には、少くとも若干の如才ない解釋が、それらに施されることになつた。定義の精化、適用の擴張、含意の精査、解明は、新らしい急要が生ずる毎に、且つ既成諸原理を不測の偶發事象に適用する必要が生ずる毎に、行はれた。が、それはすべて、凡そ實質的な革新は此の十八世紀からの傳來物たる近世的諸原理に觸れてはならないといふ、且つ十八世紀に設定されたる自然的權利の至要組織は如何なる點に於ても又た如何なる犠牲を拂つても決して之れを攪亂してはならないといふ、あからさまなる留保附きで行はれたのである。

( 34 )

### 環象の變化と既成秩序の動搖

此の、文明諸國民のあいだに於ける人間關係を尙ほ引續き支配してゐる諸原理の、近世的體系を叙述する必要も、又た其れを構成する諸個條の解説を企てる必要も、殆どない。それは皆、

亞米利加の獨立宣言、佛蘭西の人權宣言、北米合衆國憲法といつた風な、普く知られた文書の體を巧みに具へしめられて其の模範的な形を見せて居り、且つそれはみな、ジョン・ロック、モンテスキュー、アダム・スミス、ブラックストーンといつた風な著者の最好著の中に、哲學上法學上の學識のあらゆる形相を具備して開陳されて居る。それは、最も有能な諸權威に依つて、其のすべての凹みやむくみや角々を通じて吟味しつくされて居り、これらの諸權威は、其の最善の意思と、最善の能力を傾注し、あらゆる點に亘つて文書證明の手續を盡して其の釋明を試みてゐるのである。茲での目的にとつては、それ以上に奥妙な解説を加へることは要らない。蓋し、茲での議論にとつて必要なのは、英語國では周知のことに屬するこれらの事柄に就て其處の人々が持ち合せてゐる程度の知識で足るのである。と同時に、此の現世的の信仰告白を創造的一要素とするところの既成秩序は、それが新事態の所要を充たさない所からして、今や崩壞状態に入りかけてゐるものである、といふことに注意してよからう。この十八世紀近世案には、時の経過、環象の變遷につれて地上の平和及び諸人相互の好意と兩立しがたくなつたところの

( 35 )



或る厄介な権利や報酬や不利益を認める條項が特設されてあるのである。

此の近世——十八世紀——案には、事物の新事態が提供する諸條件の下に於て絶えず不安と葛藤を助成するやうに見える二つの主要項目がある——國家的野心と、所有の既得權<sup>ヴェルファッブルグ</sup>。そのいづれにしても、それが本質的に有害なものだと難するには及ばないのである。で、また、これまでに屢々論じられたやうに、此の二つはどちらも、其の然るべき時と所に於ては良い目的に役立つものである、といふことも事實かも知れない。少くとも、さうでないと論ずるには及ばないのである。此の二つは、どちらも、文明生活の固定した秩序に屬するものであるし、どちらも近世的見地を形づくる眞理、公正、妥當の諸原理が默贊してゐるものである。唯だ今日では、何しろ最近百年間に事物が變りつゝあつたものだから、その昔からの近世的權利が、あつた種類の起業と運命を一つにしたすべての國民に對して、艱難と惡意の純収益を與へるやうになつた、といふ迄のことなのである。此の問題は、かういふ風に言へば言へないこともない——即ち罪は、國家主權や既得權といふやうな厄介な制度物の方にあるのではなく、又たその根抵に

横はる自助の諸原理にあるのでもなくて、それは却つて、あゝいふ形をとる人間起業が其の完全な惠多き作用を營むのに好都合な狀況を呈することを頑強に拒むところの、輓近の諸事實の方にある。諸事實、特に工藝學と科學に於ける諸事實が、それら法律慣習の條規を乗越えて進んだ爲めに、後者の根抵に横はる諸原理に固有な弱點からといふ譯ではなしに、事物の仕組にそれだけ狂ひが生じたものである。古く貴き自助の諸原理は、昔に變らず正しいのであるが只だ事實の方が不都合にも舊態を保持しない。罪は、かく好適形態を保ちつゞけなくなつた輓近諸事實の方にある。といふ風なのが、要するに、これまで多くの保守的傾向の考深い人々、即ち好ましくない諸事實の出現に際して、一度良かったことのあるものを握つて離さない爲めの妥協策に興味を有つ人々に依つて唱へられて來た意見なのである。

あらゆる種類の財産に於ける所有の既得權は、個人の自導、機會の平等、契約の自由、所得及び所屬の安固の——即ち、自助といふ言葉の單純で正直な意味に於ての自助の、古く貴き諸原理の裁可有するものである。此の道理ある寛容と安固の諸原理を非難するのは、全く無益



なことであらう。十八世紀に於てこれらの原理が確定的に受け容れられ安定づけられた事は、西方文明の秀れた達成の一つであるし、これらの原理は、人類固有の智慧の深みに根ざすものでもある。それらは、『生きつ生かしつ』<sup>リッケンデット</sup>の掟からの明白な歸結——かの金言（己れの欲するところは之れを人にも施せ）の西洋流の解釋である。しかも、この道理ある寛容と善意の規矩に基づいて瑕瑾なく生じたところの既得諸権利は、その實際的結果から見れば、今や文明諸國民の生活に於ける懊惱と窮迫の焦點をなしてゐるのである。嘗ては隣人的好意の仕組を支持する爲めに編みいだされた諸條規が、今では互に衝突をはじめ、共同の福利に禍ひをなしつゝあるほどに、それほど環象は變化してしまつたのである。

#### 所有諸権利の優越

過去の百五十年を公平に調べて見るならば、文明諸國に於て人間相互の權利義務を支配してゐるところの此の近世的見地の構成諸原理は、全體から見て、其の領域を擴げも狭げもせず

に維持して來てゐることが明かになるであらう。それは、自然的權利の領域であり、自助と自由取引の領域である。各種の公民權と、各種の所有上の報酬及び負擔は、この百五十年の期間、實質上もとの儘に存置されて來たもので、只だ生きつ生かしつの事の方に、或る點に於て僅かな前進があり、他の點に於て僅かな後退があつたに過ぎない。法律慣習の形式的規定に就て言へば、これらの國々に於ける階級的利益の權衡には、全體として、由々しき變動はなかつたのである。而してこの自然的權利の組織に於ては、それが細かに編制された實際上から見て、所有の諸權利が首要視されてゐる。これは大に、自餘の個人的諸權利が既に當然視されるやうになつて諸人の注意を惹かなくなつたことに由るのである。

で、例へば選舉權などにあつては、その法律上の規定は、現在、これまでよりも一層よく近世的見地の通俗的諸理想に合するものになつてゐる。一方、他の諸點では、問題の指導的諸原理は、取引と投資を容易にし安固にする目的から其の解釋に或る種の精練が加へられてゐるし、且つ要するに、結合の自由及び協定行爲の自由の不謹慎な行使が、取引の妨げとなり利潤の



減殺となる場合はすべて、それらの自由に輕微な制限を加へる事になつたのである。それといふのが、近代は實業企業の時代として現はれ、取引と投資の首要要求に支配されてゐるからである。規定の形式上から言へば、『取引を阻害する』協定行爲に加へる制限は、實業に従事する既得権者にも、産業に従事する労働者階級にも、同じ程度に加へることになつてゐる。そこで、所有の自然權利を保護する爲めの所置は、所有する人々にも、しない人々にも同一の力を以て適用される譯である。『嚴かなる法の平等は、貧しき者はもとより富める者と雖、橋下に眠り街頭に物乞ふことを禁ずる。』が、實際驗めして見ると、實業の既得利權は、之らの制限の爲めに大した障りは受けなことが判かつた。かゝる既得利權の所有者達の協定行爲に對して加へられる正式の制限はみな、法人の形に於ける正式の所有合同に依つて拔けられるからである。十九世紀のかくも顯著な特徴であるところの、廣く所有の法人的結合を利用することは、近世的見地の構成諸原理が民法に編み込まれた十八世紀に於ては豫見されず、問題にされなかつたのである。自然的權利の組織は、所有の諸權利を首要なものとする個人的權利の組織であ

り、所有の諸權利の中には、所有及び信用債務の安固及び自由處分の權利があるのである。

### 個人的自由及び平等の形式的擴大

これと同じ抜け道は、何物も所有せぬ人達の協定的行爲の場合になると、之れを同じ程度には利用することが出来ない。しかし、どちらにしても、國富の所有者達にしても又た普通人達にしても、行爲の個人的自由に對する之らの制限が大した重荷であるといふことは出来ない。經濟的諸關係に於ての自助の掟に加へられた輕微な毀傷乃至は減縮はみな、市民資格及び個人的關係に於ての自導及び平等の諸原理に益々ひろく自由な解釋を與へるやうになつたことに依て埋合せがついてゐる。實際、これらの國々に於ける普通人達の此の期間に於て益々むづかしくなつて來た氣質は、さうした事の成行を避くべからざるものにしたのである。全體として、個人の自由と法律上の平等の表面的擁護といふ方面では、近世的見地は、環象の不斷の變化にも拘らず、其の構成諸原理が十八世紀に安定づけられた時の形を珍しくも前後一貫して其のまゝに



存置して來てゐるのである。十八世紀の開明な諸理想は、その要求に對する表面的聽従といふ點では、疑ひもなく今日では前きの如何なる時期よりも實際上一層あまねく實現されて居る。で、近世文明諸國は今や、法律的形式の點に於ても又た恐らく實際的効果に於ても、如何なる前時代人があり得たよりも一層等級づけられない、主人持たずの人々の集團に近いものを形づくつて居るのである。

#### 「自然的秩序」創定當時の産業事態

他の場所、他の時代に於ても同じ事だが、此の近代に於て、變化と改造とをひき起す諸事情は、主として日々の生活の物質的諸事情——産業の普通の状態と普通の交際とに影響を及ぼす諸事情であつた。この物質的諸事情は、近世紀間に著しく變化した。其處には産業技術の状態に累進的變化があり、それはあらゆる文明諸國に於ける産業の規模、方法と、諸人の生活條件とを實質的に更新したのである。であるから、茲に一つの比較點として、近世的見地の構成諸原理

が良しと知られ安定ある分명한一體系に編み上げられて其れ以來存置し來れるやうな形をとつた其の當時に於て、該見地の土臺となり其れに特徴を賦與したところの物質的諸事情、特に産業技術の状態を想起して置くのは宜しきを得たものであらう。

此の近世的地盤への推移及び接近の期間に於ける産業の、貿易の、及び日常生活の物質的諸條件は、われらが近世的見地と呼ぶ心狀をつくりいだし、且つそれ以來その見地の嚮導の下に遂行されて來た、制度物的構成の改造を、命じたものである。で、此の近世的見地が安定した形を與へられた其の當時に於てかやうに其の土臺となり其れを條件づけてゐたところの經濟事態は、それだから、凡そ其れ以來進行を續け來れ變化に關する議論にとつて、乃至はその變化した諸條件に基づいて可測の未來に生ずべき順序にあるかも知れぬ改造に關する議論にとつて、必然の出發點を形づくるのである。

#### アダム・スミスの歴史的現在



此の事項に就ては、歴史の研究者は異常に幸運な地位にある。といふのは、この事情の逐一が、アダム・スミスの論著の中に、もはや重ねて賞讃する必要のない瞭解と明徹を以て述べてあるからである。アダム・スミスは、他の何人にも勝る、人も許した忠實なる、近世的見地の代辯者であり、近世的見地が其れの實質的根柢と做すところの經濟的事態に關するすべてに亘つての其の代辯者である。そして、彼れが其の當時に見た形に於ての、且つ彼れが將來へ持越されるやうに望んだ形に於ての文明社會、貿易、産業の状態に關する彼れの描寫は、そのまゝ之れを、其頃一般に、文明社會の土臺をなすものゝやうに思はれ、又た公民的及び經濟的諸制度に對する唯一つの正しき近世的改造を命ずるものゝやうに思はれてゐたところの、當時の物質的諸條件の遺憾なき説明として受取つてよいものである。

けれどもアダム・スミスは、自餘の人々と同じやうに、彼れが時代の被造物であつた。で、彼れの言はんと欲したところは、彼れが見た事物の状態に當籤るのである。彼れが描出し究明するところのものは、彼れにとつて「歴史的現在」をかたちづくる事物の状態で、「歴史的現在」と

は、常に、近き過去——精しく言へば、既に彼れの觀察下に來りし過去、かくて既に彼れの視野を格好づけたところの過去を意味するのである。

其の年代を慣例に従つて算定すると、産業革命は、アダム・スミスの活動的生涯内に進行を起し、其の比較的重要な端緒のいくつかは直接彼れの眼に觸れたのである。實に、機械産業時代の起點をなす劃期的なる機械的諸發明の少くとも一つに對しては、スミスは親づから積極的に干與したと傳へられる。而かも産業革命は、アダム・スミスが「歴史的現在」のうちには無いのであるし、彼れの經濟學說體系のうち、産業革命特異の争點に對する準備がある譯でもないのである。彼れが産業の力學に就て言はんと欲する事柄は、彼れの存命中に進行を起しつゝあつた機械産業より以前の産業事態から引出された言葉で思料されて居た。そして貿易及び産業に關する一切の彼れの例證的諸事實及び議論は、過ぎ去りつゝあつた事物の状態に當てはまる種類のもので、當時實業企業の世界に到來しつゝあつた新事態に着目してそれを述べたのではなかつた。



## その經濟生活觀

アダム・スミスが、凡そ開明な社會に於ける産業及び貿易の自然的(且つ究局的)狀態と考へ、人間關係の自然的秩序に従つて正しく健全な軌道を進みつゝあると考へた經濟的事態は、簡單な仕組みのものであつて、數行のうちに述べることが出來やう——勿論、餘蘊なき描寫にあつては當然に考慮されねばならぬ諸種の例外や附たりの重要ならざるものは省くとしてのである。で、先づ産業は、手工の性質のものとされ、彼れの時代以後に結局異進的に事實化したやうな機械的操作の性質のものとされてゐたのではない。それは、職人がするやうな勞働の事柄として、且つ『これを行ふ際に通常あらはされる熟練、器用、判斷』の事柄として説かれて居る。それは熟練職工と其の工具の使用の問題である。機械的諸發明は、『勞力節約の工夫』であり、『勞働を容易にし、減縮する』ものである。物質的諸設備は、其の運用に依つて職工が自己の仕事をし遂げる手段方法である。"Capital stock" (資本) は、所有者の過去の勤勉の成果の

うちから、乃至は他人の勤勉の成果のうちから吝嗇に積み立てられた貯蓄であるとされ、後の場合には現所有者が相續に依り又は彼自身の勞働の所産との交換に由つて合法的にそれを他人から得たものであるとされてゐる。實業は、"petty trade" (小商賣) の性質のもの、實業家は、"middle man" (中間商人) で、消費者への貨物の配及に従事して生計を營むものである。賣買は、産業に従たるもので、貨幣は、貨物の分配に役立つやうに出來た媒介用具である。信用は、窮乏者にとつての方便で、しかも如何はしき方便である。利潤(利子を含めた)は、仕遂げられた生産的作業に對する、乃至は所有者の過去の勞働から生れた財産をば勞力節約の爲めに利用したことに對する、相當な報酬として正當なものである。雇主の努力も勞働者の努力も、均しく最大量の且つ最有用な貨物の産出に集注されて居るものとなし、價格は、貨物の勞働生産費に依つて競争的に決定されると見てゐるのである。

他の人々と同じやうにアダム・スミスは、彼れの歴史的現在が與へる材料に基づいて豫測し得る以上の未來を豫見してはゐなかつたのであるし、又たかの、後に産業をば實業ビジネスに従たらし



めたところの、投資及び金融企業より大なる時代は、當時僅かに進行を起し、起し始めた事すらが未だ明白ではなかつたのである。従て彼れは尙ほ、商的企業を以て中間商人らの商品取引であるとなし、手工業程度の小規模産業に従たるものであるとなし、且つそれは、彼れが人間にありと假定したる『買賣し、交易し、一物を他物と交換せんとする』<sup>プロベンシチ</sup>性向に由つて生ずると考へてゐることが出来たのである。そして、當時漸く現はれつゝあつた實業企業の新事態で到底彼れの觀察を遁れることが出来なかつた事柄は、彼れが辯護し、最善の愛着を注いだ所の、自然的自由の組織からの健全な生長物と見做さなかつた。これらすべてに亘つて彼は、同時代の考深き人々と意見を一にしたのである。

( 48 )

### その經濟政策觀

其の時代の公心ある人々は、所詮、彼等の歴史的現在、即ち彼等が當時の遠近法に依り、先入主を以て眺めた經濟事態が提供する丈の、乏しい材料で間に合すよりほかはなく、従て彼

等にとつては、一切の謂はれなき拘束が取去られる時、『明白にして單純な自然的自由の組織がひとりでに確立される』のは明かな事であつたのである。此の自由なる勞働能と自由なる取引の『自然』案にとつては、實業家達の共謀に由る一切の拘束又は阻害はどこまでも厭ふべく憎むべきものであつた。産業又は市場の共謀的支配は、従つて、不自然なもの破滅的なものとして呪はれた。成程、この當時でさへも、かの、アダム・スミス及び其の同時代人を興奮させた近世的見地の諸原理に従へばもとく貨物及び勤勞の無制限の產出者として互に競争すべき筈なるその所有者達や雇主達の共謀に基づく強制や阻害——勞賃の引下げや生産額の制限——が、いくらか眼に立つ程に始まりかけてゐたことは事實である。が、しかし、所有の結合、今では極くありふれたものになつた法人形態の所有の結合に依る強制及び不勞利得は、スミスの時代には全く知られなかつたといつてよい。で、アダム・スミスは、"Masters" (親方達) が其の職人らを搾取する爲にする不正な結合の危険を認め、難じては居るが、勞働市場及び貨物市場の共同支配を目的とする、信用及び會社財政の近世的利用は、勿論、未だ彼れの眼界に入り來らず、

( 49 )



彼れの注意を惹かなかつたのである。

で、アダム・スミスは又た、私利の爲めに保護關稅の利用される事をも知り、難じても居る。此のソドロ手段は、彼が時代にも極くありふれたことであつた。が、しかし、貿易業者、海外に於ける特權所有者、投資者、放資者らの利潤を保護し高むる爲に内地社會を犠牲にして國家施設を利用することに對しては、彼れは餘り義憤を洩してゐないのである。既得權者の利益の爲めに普通人に負擔を課する此の方法も亦た、彼れが時代の後に至つて一層怖い大きな物になつたのである。アダム・スミス及び其の同時代人が、故意又は過失に由りてうけ容れた近世的見地の構成諸原理は、此の不埒なる國家施設の利用に對する辨明として必要なものはすべてこれを供給するのである。が、後日に及んで商業の基礎をなし帝國主義的諸政策の誘因となれる交通機關及び信用の大いなる利用に就て見るならば、當時にあつては前者は未だ餘りに幼稚であつたし、後者の如きは未だ殆ど未驗の状態に近かつたのである。それだから、私利の爲めに公的企業を起す帝國主義的諸政策も亦た、アダム・スミスが未來觀のうちに入り來

たらず、且つ彼れ及び同時代の考深き人々が標榜した「明白にして單純なる組織」のうちにも亦た、後に文明諸國の管理者となつて今日に至れる紳士投資者達の此の晩熟の詭計の當否に關する明白な宣言らしいものは何一つ含まれて居ないのである。

### その時代の劃期的二特徴

アダム・スミスの著作及び生涯は、十八世紀的識見及び理會の高潮期に際會し、それは、公民的諸制度物並に爾來經濟的諸權利諸關係を支配し來れる行爲諸原理に於ける精神的達成及び安定化の一期を劃するのである。が、その時期は又た、産業技術の状態に於ける、及びそれと直接の接觸を保ち、其れと同一範圍の有形的經驗からその論理傾向を得來たるところの物質科學に於ける、新事相の始まりを劃するのである。で、此の近世的見地は、たまく、新事態の經驗が諸人の思考習癖をば該見地と喰ひ違つた方向に撓めはじめた時に、恰も安定あり均齊ある究極形態に達した譯になるのである。それといふのが、新様な知識及び信仰が最初に判然と現はれた



のは、産業及び物質科學の手段方法に於てあり、それは又た、凡そ其の頃に諸人の經驗が、うけ容れられた規矩に背いて確然たる方向轉換を始めたのも、此の仕事日的な諸事實の領域に於てであつたからである。即ち、當時終末に近づいてゐた啓蒙期の知識生活を支配せる、本質的に浪漫的な、無拘束な創始と合理性の諸感念に、機械學的な概念が取つて代りはじめたのであつた。

### 産業の物質的急要

知識及び妥當の同一一般諸原理は、社會に於ける諸人の義務や負擔を支配するところの、人間行爲の不可量的諸事實や法律慣習の諸因襲にかゝる範圍に於ても又た、やがて、同性質の修正を受けるのが、論理的に必定である。今の時、此の處に於ても、他の時、他の處に於けると同じく、産業の物的諸事實の經驗が與へるかたくなな教訓は、必ず其の成果を收め、如何なる法律慣習の既成組織の底基にも横はる虚構の世界に於ての正しく善なるものに對してそれ相

應な修正を施すものと期待することが出来る。産業狀態の物質的急要は、避けがたいものであり、且つその大部分は剛情である。そして産業の手段方法が強いつけるこれらの急要から直接に生ずる經濟的諸條件は、非妥協的なる點で、僅かに産業の機械的諸事實そのものに劣るに過ぎない。で、これらの經濟的急要の支配下に生きる諸人は、それらとの和解を餘儀なくされ、これらの剛情な産業技術狀態の諸條件が許すやうな作業協定を、諸人相互の間に取結ぶことを餘儀なくされ、彼等が有する不可量物の體系をば、産業技術及び其の基底に横はる物質科學の體系を理解する人々と同じ人々が理解し得る筋合ひのものに引直すことを餘儀なくされる。かくて、法律上及び道徳上の權利、負擔、利益に就ての信用ありし諸箇條も亦た、順を追うてやがて、社會が其の生計をたつる手段方法とかなりに兩立一致するものに變化するのである。

### 虚構の諸公理の朽癢

が、凡そ既成の權利、利益、負擔、及び既得利權に關する修正は、社會の物質的環象及びこ



れら物質的環象に關する知識と信仰に起れる變化の後を、常におくれ勝ちについて行く事も又た論理的に必要である。何故なら、凡そこのやうな、古風なる權利や負擔の修正は、其の種の變化の結果として生じ、それに依て條件づけられるからであり、且つ凡そ權利や負擔の既成の諸條目の基底に横はる法律慣習上の諸公理は、常に、虚構の性質のものであり、そして虚構は、必然に、知識信仰の習慣づけられた範圍から引出された諸概念でつくり上げられるものだからである。

此の年代ものゝ虚構態の諸公理は、仕事日的な知識の規模及び方法が、該虚構的諸公理の生みだされてゐる諸先入主の特殊範圍を踰えて成長する時に、迷信に變化するのである。といふことは、法律及び道德の基底に横たはる諸原理はそれと共に退化の過程——『置換及び不使用に依る減價』を始めるといふのと同じことである。比喩的に言へば、此の不可量物の特殊範圍に含まれる社會の無形資産は、恰度それ丈け減少することになり、それは、既に時節の過ぎたこれら不可量物の廢朽に由るのであり、且つそれらが、人間頭腦の他種の拵え事——即ち近

頃の生活の物質的諸條件に一層調和するやうに訓練されたもろくの頭腦の一致した處のものに依て、置換えられることに由るのである。今や此の種の何物かど、置換に依る減價といふ風な何物かど、かの、機械産業と物質科學の出現以前に人氣を拍した觀念や理想の範圍から引出されて傳はり傳はつて現行の法律慣習のうちに含まれてゐるところの不可量物の體系を、襲ひつゝあるやうに見えるのである。

既成秩序の基底に横はる諸原理は、此の虚構の性質のものであるから、精しく言へば、それらは過去に於て知識信仰の本體としての義務を習慣的に盡し來れる諸概念の範圍内からつくり上げられたものである處からして、凡そ制度物の改造は、事の性質上只だ緩慢に、澁ぶくくと、且つ控え目のみ爲されるのであらう。といふのは、固定した思考習癖が、緩慢に、澁ぶくくと、且つ控え目のみ放棄されるからである。そして此の場合のやうに、時節の過ぎた諸制度物の改造が、古風な諸原理の固定化し神聖化された法典と、既得權者達の頑強な隊伍とを向ふに廻して爲される際には、わけてもさうであらう。かくの如きが、現事態に見られる前途の見込



であり、かくの如きが又た、さきにも行はれた中世から近世への變移の記録でもある。それは、  
續はすか、曲げるかのことであらねばならぬ。

### 第三章

## 産業技術の状態



### 自由主義的諸理想の根本假定

機會の均等、自助、賣買の自由の諸原理を構成原理とする近世的見地は、自然的權利の均齊ある體系として、十八世紀に於て其の確定的な型式を與へられ、其の時以來手つかずに持越されて公共の道德及び合宜の超疑問的なる不變不易の基礎として役立つ、開化、自由の諸政體を唱道する者は常に自己の主張を其の基礎の上に打ち立て、満足し來れるものである。近世的見地に於て、自明であり破棄し難いとされる諸眞理は、支配的なる自然の秩序と本質的に離れがたく結びついたものと考へられ、此の自然の秩序は之れを當時の考深い人々が習慣的に信じ、其れ以來、それ程考深くない人々が信じ續けて來たものである。此の十八世紀風の自然の秩序は、アダム・スミスが其の魔術的な名に於て語るを常としたそれは、個人的創始及び活動の沿線に添うて言ひ表はされてゐた。此の事物の秩序にありては、凡そ確然たる結果をもたらす程の一切の事柄、——智能、作業能力、創始、機會、及び個人の値打ち——に於て、諸人は、實効上、



同等であるとされ、産業に於ける創造的要素は、個人的熟練、器用、判断の持主としての職工であり、雇主（“master”）は、創造的労働の諸必要を充たすべく終始する事に依つて自身自身の目的の爲めに圖り自身自身の利得を追求し、且つそれに依つて共同の福利に寄與するものと信じられ、又た商人（“traders”）は、貨物をば労働生産費に依て定まる價格で消費者に供給することに由つて正直な生計を立て、かくて共同の福利にも貢献するものと考へられてゐたのである。

此の、自由主義的諸理想の根柢に横はる『明白にして單純なる組織』の特性記述は、凡そ『想像力の科學的行使』を嫌ふ人にとつては、餘りに夢のやうだといふ感があるかも知れない。それに含まれる不可量物には、凡そ法律慣習の實際組織の精神的基柢として當然にそなへねばならぬ公理的充分性が缺けてゐるやうに思へるかも知れない。事實、それら不可量物の最良なもの、今や漸く、保證を失つた虚構の掃溜へと退却しかけてゐるのである。が、歴史的事實としては、形式上法律慣習のおもてに現はれた限りでは、該組織は今迄のところ、時間と使用の

試験に合格して來てゐるやうである。百年以上の間、それは、公民的、經濟的事項に於ける自由政策の唱道者達の信念及び抱負の親しみ深い條項として生命を保ち、アダム・スミスの追従者、——自由主義運動の經濟學者、著述家達——は、それを經濟生活の常態的組織『人間自然の状態』として辯護したもので、事物の行路が此の状態を離れ去るのは、只だ『擾亂的諸原因』の壓迫ある場合に過ぎないと考へられ、事物の行路が、此の作用的理想の打ちたてた『自然的』境界外へ進み出で、離れ去る恐れある場合には、如何なる犠牲に代へても、それを引戻して此の状態に立かへらせねばならぬとされて居たのである。

### 新しき産業秩序

しかし乍ら、其の後の事物の行路は、此の經濟生活の常態的組織、此の『人間自然の状態』——其れが充分に現實なものであるとしてのみ近世的見地を形づくる法律慣習及び經濟的便宜の不可侵的諸原理が成立つてゐた所の——を離れ去るのに、少しの嫌氣も見せなかつたのであ



る。新しい事物の秩序が、産業技術の状態に生じ、又た産業技術の状態を編み出してゐる有形的な諸経験の群れに最も近接した物質科學に生じたのである。そして、産業上の手段方法に於ける新秩序は、かの自由主義者が實現し維持せんとして最善の努力を費すを習ひとした個人的自助及び創始の既成の仕組みにとつて根本的に必要な諸事項とは、益々没交渉になつて來たのである。

此の新秩序の下に於ては、普通の生産的産業の第一要件はもはや職工及びその手工的熟練ではなくて、寧ろ機械的設備及び其の標準づけられた諸過程である。而して此の近頃の産業上の設備及び過程は、個々の職工の手工的熟練、器用、判断を體現するものではなくて、寧ろ其の社會の、積み立てられた技術上の智慧を體現するものである。事物の新秩序の下にあつては、機械的設備——“Industrial plant”（工場）——が嚮導となり、歩調を定め、職工を用立て、此の機械的な産業技術状態を體現するところの標準づけられた生産過程を營んで行く。恰度、嘗て個々の職人 craftsman が、彼れの時節に於て、産業に於ける嚮導となり、歩調を定

め、彼の分別に従て彼の仕事道具を使用して、彼の個人的熟練、器用、判断を働かせて行つたやうにである。それは、かの十八世紀近世の見地の土臺をなす、今では舊式に屬する産業的秩序に於てのことであるが、その秩序がいまだに自由主義的政治家や經濟學者の抱負を色づけて居り、標準的な經濟理論までも色づけてゐるのである。

#### 個人的職工に代れる機械的施設物

職工——而かも尙ほ熟練職工——は、勿論、此の機械的産業過程が適當に營まれる爲に、常に無くてならないものである。恰度、職人の仕事道具が、彼れの時節に於て、彼れの仕事にとつて無くてならないものであつたと同じやうにである。が、産業的手續及び構成の單位、生産に於ける「現營業務體」とも名づくべきものは、今では、或る標準づけられた生産物の一定額を産出するやうに仕組まれて一定の標準づけられた機械的過程を營む産業的設備、工場である。製造場、製作場である。そして此の新様な産業的方法や價値の時代にあつては、機械的設備が産



業に於ての創造的要素であり、産額の『生産』は、工場の作業能力に歸せられ、一つの現營業務體と見做した工場の貸方勘定に計上され、一方、生産に參與する他の諸要素、例へば労働者、原料其他の如きは、無くてならないとは言つても附屬的な補助的要素として——工場及び其の生産的過程の經常費に計上すべき生産費用の諸項目として——扱はれて居ることは、既に通俗的『知識及び信仰』に於ての平凡極まる事柄になつてゐるのである。

新事態の下に於ては、生産に於ける現營業務體は、工場或は製作場、製造場であつて、個々の職工ではない。工場は、標準づけられた産業過程を體現するものである。職工は、其の一定の機械過程の必要に応じて使用される。爲さるべき仕事の時と所と速度と物的諸條件とは、其の一定の工場が營むところの機械的に標準づけられた過程に依て直接に決定される。それ以上に亘つては、これらの事項はみな、實業上の急要や術策に由りて定まり、それは主として生産の率を加減し、産出高をば工場の極大生産能力以下の適當な點に止まらせる、といった風なものである。近時の産業技術状態の分け前にあづかり、價格組織の支配下に立つやうになつたす

べての國々に於て、職工は、機械的設備に附屬的なものに成り、生産的産業は、實業に隷屬的なものに成つたのである。

### 機械的標準化が生む唯物觀

かくの如きが、新時代を特徴づける大規模産業に普く見られる事物の状態であり、これら大産業は、今では、自餘の産業に對して步調を定めてやり、管理、評價の標準を定めてやるのである。それと同時に、これら大産業は、其の支配をば、自家直接の仕事以外にも及ぼし、自家の領域に於けるものによく似た機械的性質の標準化をば、仕事の方法手段に於てはもとより生活の方法手段に於ても、社會全般に亘つて強いつけるのである。機械的に標準づけられた大産業生産の影響は、貨物や勤勞の方面からしても又た貨物や勤勞を消費者に配及する手段として同じやうに標準づけられた取引、交通、運輸の方面からしても、あらゆる階級の日々の生活の上に及ぶのであるが、しかし、その最も靦面な、權柄づくな影響の下にあるのは、産業中心地



の労働階級である。で、彼等は、大きな機械的産業に於ける服務以外の、普通人の普通一般の諸業務に就てさへも、他の人々の歩調を定めてやるのである。かく、普通人の普通の生活の上に、機械的な側面からの支配を行ふものは、特に、此の新秩序の下に見られる高度に機械的な、且つ時間や速度や場所の點で精確に目錄づけられた、運輸、交通の組織である。

機械的標準化に依て強いつけられる訓練は、それだから、それが社會全般に亘る場合でも、嚴密に謂はゆる機械的産業なるものに於けると餘程よく似た性質のものであつて、其結果として現れるものも亦たやはり個人的對立の消滅である。で、新秩序の下で一切の人々が日々の生活に使用して生活する仕事目的な知識と推理は、機械技師等を指導しつゝある知識や推理と同様な一般的性質のものであつて、其の範圍や方法と、其れに含まれる知識信仰の諸原理の方へ絶えず習慣づけられることは、事物、方法、手段、目的、價値の機械學的概念——さういふ名前で呼ばれるにせよ呼ばれないにせよ——へと急行することになるのである。其の結果として生ずる心狀は、屢々、唯物觀と呼ばれる。此の仕事目的な習慣づけの没個人的な特質は、近時

の機械的標準化の仕掛が、現に大きな人口中心地を支配しつゝあるやうな風靡力と推進力を以て實現される處ではみな、特に顯著な効果を擧げるものと期待してよい。

### 所有者雇主の衰亡

近世紀がはじまつて此の方、産業技術の状態には、メンデルの學徒が突然變異“mutation”と呼んでゐるやうな、典型の變化が生じたのである。而して、此の突然變異が行はれるに際して、労働者、及び産業の管理に於ける彼の役割には、自餘の關係諸要素に劣らない大きな地位の變化があつた。が、近世前期の典型的な所有者雇主“owner-employer”——十八世紀理論家達の心眼に映じて居た種類の、此の傳統的な所有者雇主も、突然變異の時期を通過して、より良いとは申し兼ねる保存状態に置いて居ることも亦た認めなければならぬ。十八世紀の諸原理が安定づけられた時期にあつては、彼れは尙ほ眞實に「親方」“master”と呼ばれ、仕事場の長と呼ばるることの出來たもので、而してまだ、クラフト・ギルド時代の親方職人の面影を多分に具



へてゐたのである。事物の自然的秩序に關する十八世紀的議論に於ては、彼れは、其の下に働く労働者達の手細工仕事の、賢明な工人風の立案者、指導者として立ち、且つ彼等との間に仕事日的な接觸、交誼を保つて生活し、個人的興味の公平な立場から彼等を取扱ひつゝあつたものと假定されてゐたのである。

産業革命當時に實業に携はれる資本家雇主に就ての此のやうな特性記述は、誇張的に見えるでもあらう。そして又た、それが、十八世紀的事實の描寫として精確なものであると主張するにも及ばないのである。が、しかし、其の當時に賃銀や雇傭の問題を論じ、事なく作用する自然的自由の組織の下におのづから成立すべき筈の勞力雇傭關係の筋書をものした人々の頭には、大體に於てさうした形の雇主所有者がゑがかれてゐたことを示すのは左程困難ではない筈である。が、それよりもつと茲での論點に觸れてゐることで、疑ふ餘地のない事柄がある。理論家達の思索に於て假定されてゐた通り、實際生活の事實にあつても、其頃の主要諸産業に於ける労働の雇傭者は、通常それ自身が、其の雇入れた労働者の作業する施設物の所有者でもあつた

のである。又た其上に——これも亦た相應に事實と一致して——彼れは雇入れれる労働者に親しく接して賃銀や労働條件を取極めるものと假定されて居た。雇傭は、人間對人間の關係だと考へられてゐたのである。それ丈けのことは、此の近世自由主義的見地の日附印ある種々なる書き物の中に明示されて居り、そして其の同じ假定が、證明を要せぬ大前提として、其後も引續き、産業上の自由競争組織の擁護者達の間、三代から四代にも亘つて持越されてゐるのである。

#### 雇傭及び所有關係の變質

が、しかし、事の成行はそれ自身の路をとり、凡そ其の頃に——十八世紀の中葉前後にかけて——此の型の雇主は、それ以來先きに立つて歩調を定め賃銀や労働條件の標準を定めるやうになつた重要諸産業から、其の姿を消し始めたのであつた。機械産業が擡頭すると間もなく、産業的機械設備の容積が増し、各單位の施設物に雇はれる労働者の數が絶えず増加して、時と



共に遂には、産業に於ける仕掛けの大規模なることのために、主要諸産業に於ける雇主と労働者間の人間對人間的關係などは全く論外となつてしまつたのである。實際、工場、製作場、製造場、鑛山、普通の造船所や鐵道等の、大形又は中形の産業施設物に働く労働者で、其の所有者は確かに此の人間だと斷言し得る者は、極く少數なることが珍しくない。と同時に、そして矢張り大規模の機械仕掛の必要に基づいて、工場の所有そのものゝ性質にも又た累進的變化が生じ、今日の大産業、主要産業にあつては、以前の個人的雇主所有者は影をひそめ、合成的な營利業務體が其れに代り、後者は、所有者の結合を代表し、所有者各自は、一個人としては該業務體が處理する事務に對して何等の責任を有たないやうになつた。この事は、一つの産業的施設物の所有が尙ほ、まつたく又は主として、單獨個人の手に在る場合でさへも、通常それをば有限責任の法人形態に引直した方が一層便宜だと判つて居る位に、疑ひもなき事實なのである。

### 雇主としての會社

個人的な雇主所有者は、事實上、大産業から姿を消した。彼れに代つて彼の地位を充たして居るものは、今では、法人の有價證券簿と、役員團と、それから、限られた範圍の自由裁量を行ふ雇主とである。貸銀關係にあつての個人的な調子は、かの新様な機械本位の再組織を経ない、進歩せぬ、無名な、補助的な諸産業の場合の外には、もはや之れを見ることが出来ない。で、労働者と、彼等が働いて居る施設物との關係、及び彼等を雇つて居る匿名の法人的所有體との關係を明定する處の契約上の取極めまでが、今では統計的算定の形をとり、それには事實上、人間對人間的關係の痕は全く見えないのである。而かも、法律や慣習の形で此の契約的關係を支配しつゝある近世的見地の諸原理は、貸銀及び労働條件が、個人的の理解及び平等の機會の基礎の上に、人間對人間の自由な契約によつて取極められるといふ假定の上に成立つてゐるのである。



新しい秩序の諸事實は、かういふ風にして、かの、近世的見地の構成諸原理の土臺となり従て又た既成組織の固信者が其の主張の脚地としてゐる處の地盤から、離れ去つたのである。かうなつて來たのは、如何なる個人の責に歸すべきことでもなく、罪の鳴らし合ひをしても始まらぬことである。事實、それは、細かなことに就ての個人的な指導や責任から生じた事柄ではなく、寧ろ或る實際的な仕事上の手配を目ざしてなされた協定行爲から生じた事柄なのである。

### 新所有關係の沒個人的性質

個人的對立は、もはや、現秩序にあつての實質的要素ではなくなつてゐる。所有も亦た新事態の網にかゝり、百年前には到底想像の及ばなかつた程に沒個人的なものになり、特に、大産業に於ての物的資料及び人間力の使用に關係する範圍に於て其れが著しい。所有は、事の成行に制せられて、「非自然的」なものになり、それには最早や以前の義務や責任が伴はない。以前には、所有が賦與した力の主なるもの、永續的なものは、細かな事のすべてに亘つての、個人的

な、責任ある裁量であつたことも確かにあるのであるが、今では、苟も所有が機械的産業、大規模組織と關係したものである限り、所有は、其の普通の職能を事實上喪失して了つてゐるのである。それは、個人的名義者のない法人資本の不在的所有の形をとる様になり、而かも、此の法人的資本の普通の管理に對しては、其の所有者の大部分は發言權を持たないのである。

### 會社資本

以前の個人的な雇主所有者に取つて代つた此の沒個人的な法人資本は、營利企業に於ける事物の仕組に生じた突然變異の成果であつて、其の變化の深甚なる點では、手工的方法から機械的技術への推移に於て物質的裝置を襲つた變化に譲らないものである。實際的事實として、今日では、法人乃至は會社資本は、現營業務體と見た法人乃至は會社の利得能力を資本換算したものであつて、此の資本の所有は、それだから、法人乃至は會社の利得に對する要求權に均しいものになるのである。



此の型の資本は、一つ以上の意味に於て、没個人的である。即ち、其れは、當の事業の經營乃至は評價にさしたる影響を及ぼすことなしに、一人の個人から他の個人へと部分的に譲り渡されることが出来、そして又た、其の資本のどの部分にせよ之れを所有する者が如何なる個人であるかといふことは、該業務體それ自身でさへも之れを知るの要がなく、其れを經營管理する役員、又は自己の日々の仕事と必要とが其れの日々の取引と運命を共にしてゐるやうな人でさへも之れを知るの要がないのである。かういふ風にして會社の資本を所有する人々の大部分は、大部分の目的から見ても、畢竟、無名債權者に外ならず、彼等が企業に對する只一つの實効的な關係は、企業の上に課せられた『天引勘定』としての關係である。社債及び優先株への投資者の場合、形式上からいつてもさうである。普通投資者は、結局、企業に對する無名の恩給年金受領者であつて、企業に對する彼れの關係は、企業から見れば債務性質の關係であり、産業の運營に於ての彼の持分は、昔し『海の老人』が『シンバット』の遊歩に於て有つてゐるとか云ふそれによく似たものである。

### 普通人の資本觀

相當に熟達した經濟學者なら——經濟理論の勘定方の免狀取なら——右の如き會社資本の特性記述に對しては、無論、堂々と異議を申立て得る譯のものである。それは、事實、リカードオやアダム・スミスが下した正式の定義に迄で遡つてもめされた、所有及び投資の諸理論の中で、普通に見受けられるやうな記述ではない。又た、かゝる近頃の諸事實の記述は、それを茲で、會社資本及び其の運用の正式の定義として書き下した譯でもなく、更に又た、それは、今だに公認の經濟學者が注意的になつてゐる傳統的諸概念の仕組に嵌め込むやうに工夫されたものでもない。其れに依て達せんとする目的は、それ程の野心を藏するものではなくて、只だ、門外漢たる普通人の理會するところの、會社資本及び其の所有の性質及び運用が、如何なるものであるかを、大まかな、非公式な仕方、叙述することにあるに過ぎないのである。彼等普通人は、奥妙なる過去の智慧や、様々の微妙な定義にはそれ程親しみが無く、親しみのある



のは、近頃の市場の巧詐や、溶鑪や精練所や發動機といった風な、彼等がその日／＼を過して行く爲めに折衝せずには居れぬ嚴酷な諸事實の方である。茲での目的は、余りに精密に涉らない範囲で、それらの資本、投資、天引勘定といった風な面白い現象が、掴み處のある言葉に直せば如何なるものを意味し、又たすべてかうした會社財政の詭策に於て常に「對手方」として扱はれる普通人の、無教養な反省に際して、どういふものに見えるかを、明かにしようとするのである。彼等は、財産及び其の使用に關するすべての點で近世的見地を特徴づけるところの、公認された虚構の諸原理に就ては、通例、貧弱な、不確かな理解を有つに過ぎないが、しかし、新秩序に於ての諸方法や、新秩序に特有な算定の標準にかゝはる事柄になると、随分嚴酷な經驗の御蔭を蒙つてゐるのである。多くの、假借ない經驗を経たあげく、普通人は、人と物とを其れの有形的な働程に基づいて評價するところの機械學的概念の、發作的ながらも眩ゆくひかる光に照してそれらのものを見、そして別に後思案もしない、といふ風になりつゝある。この光で見、別に後思案もしないとすると、負擔や所得や利益や報酬の既成組織の多くは、虚構の網細

工の上に据えられて居るやうに見えるのである。

そこで、産業に於ける新事態が、かうした不利な種類の思考習癖を生みいだすのは、嘆はしき事であり、恐らくは恕し難い事であるかも知れない。といつてもしかし、後悔や詫び言は、事の成行をつくりいださない。而して今日では、充分な理由からして、注意は、事の成行に集注されるのである。

### 不勞所得の觀念

此の有形的な働程の言葉、人間力と物的資料の言葉で算定することを學ぶやうになつた普通人にとつては、これらの、天引勘定として生産的企業に課されてゐる投資利得が、不勞所得のやうに見え始めてゐるのである。實際、これと同じやうに思ひやりのない先入主は、近頃、或る程度までの公認を得るに至つた。權威と、分別と、公平な心とを以て物を言ふ善の高級の役人達が、近頃になつて、投資から生ずる所得に就て「不勞所得」呼ばりなをし、剩さへかゝる



所得には、『勞所得』に對する當然の稅率以上の特別課稅率を適用する案を附議したりさへするやうになつた。これなどは、勿論、役人達が、知らず識らず、細心に陥り過ぎたからのことに過ぎないのかも知れない。彼等は、さうでもなければ、全體として終始一貫して、商人的聰明の最善の傳統に遵ひ來れるものである。そして又た、穩健着實を旨とする立法部も、如上の事項を審察して、勞、不勞所得といふやうな偏頗で不公平な區別は之れを嚴かに否認したこともある。それにしても、此の不勞所得なるものゝ一時的な公認は、一時的であつたからとて不用心では過ごし兼ねるほど意味深いもので、此種の固定的天引勘定が引出されてゐる産業の純生産物の性質及び出所に關する攻究を、機宜を得たものにはするのである。

( 78 )

#### 純生産物の受領者

會社資本の利分に歸するところの此の處分し得る部分の所得の起原、出所を理解するには、それを生みだす産業の組織を理解する必要がある。生産的産業は、人間および物的資料の言

葉で計算した生産費を差引いた残りの純生産物を生みだす。そして、會社財政に適用される自助、自由契約の既成法則の下に於ては、此の純生産物は、會社の有價證券を所有する無名の局外者に支拂はるべき天引勘定として生産的産業の上に課せられてゐるのである。

産業に於て仕事する人々と、天引勘定の支拂をうける受益者達との間に存する此の取極めの公正を疑ふには及ばないのである。少くとも、茲では、其の公正を疑ふ心算もなければ、又たかゝる疑ひに對して其の取極めを辯護する心算もないのである。且つ、此の全體の取極めが、謂はれなきハンディキャップ、酷遇の觀を呈するのは、それをば有形的働程の生まの大地に立つて眺める時に限る、といふことも又た言つて置かねばならない。つまり、工面のよい善意の市民達が理解するやうな、古く真面目な、自助と機會均等の諸原理のひからびた光で見るとすれば、其處に不公正、不便宜の暗影は全くないのである。

( 79 )

#### 有形的働程の言葉



で、誰れ彼れの胸にあるかも知れぬ奥底の問題に煩はされることなしに、茲に考へて居るのは、人的生産費を差引いた残りの、處分し得る部分の純生産物が、如何にしてつくりいだされるかの問題である。今日、此の問題に解答を與へて合格しようとするには、新様な知識信仰の精髓である所の、掴まえ處ある事實に訴へようといふ主張、而かも其の嚴酷なる、屢々都合のわるい主張に遭遇するを免れないであらう。つまり、これらの事物をば、公認の經濟理論や、會社財政の根柢に横はる公正な歸屬の言葉で解釋するよりは寧ろ、有形的な働程の言葉、此の種の難問を催起する新様な知識信仰に親近な言葉で、解釋することが必要なのである。

#### 産業技術進歩の意味

これらの關係諸事實は、特別に紛らはしい譯でも無く、逸し易い譯でもないものであつて、只だ、經濟學者、政治家の議論に於ては餘り注意を拂はれてゐないといふ丈けのものである。財界の頭目達の思索に於ては更に一層注意を拂はれて居ないのである。これに比べると所得の分

割に關する事柄は、常にこれらの實際的な頭の人達から一層たやすく理解され、且つ貨物の生産に比べて一層彼等が専心する論題でもある。このことは、近世的見地及び其の固信者達に普く見られるところの、遵法主義的精神の泌み込んだ經濟學者、政治の家場合には、特に甚しいであらう。

が、しかし、全體としての産業が、人的生産費——人的努力及び必要消費を差引いた、生産物の純剰餘といった風の物を常に産出することは、總ての人が知つて居り、産業や生産に、乃至は重要産業の生産物にさへ交渉のない、最も安全に保護されてゐる人々迄で知つて居る。そのことは、多少とも記録が物を言ふ限りの遠い過去に遡つても矢張り其の通りであつたのである。それは、明かに、産業技術の生産力の問題である。仕事に携はる人々が純生産物をつくり出すのは、彼等がそれをつくり出す方法を知り、つくり出すことに興味を有つからであり、彼等の産出高は、彼等が用ひる産業方法に依つて制限される。が、産出高に制限はあるといつても、意外の事故に妨げられない限りは、常に多かれ少なかれ生産費以上のものがつくり出されるの



である。全體として、産業技術は、過去を通じて常に能率を高めて來、從て、生産費以上に出づる純生産物の部分も亦た絶えず増大して來たのである。これが、「産業技術の進歩」なる言葉の意味の多分なのである。

### 舊支配者階級の特權

遠い昔にあつては、生産物の剩餘は、法律慣習に依て、謂はゆる支配者階級の手に入るならひであり、其の時代の産業技術状態を推し進め作用せしめた産業階級の人々の上に彼等が行つた支配の正當な報酬として、乃至は「所得」として、彼等の手に入るならひであつた。其の支配に依り、且つその支配をば其の時代の制度物に體現せしめることに依て、彼等は、社會の純生産物に於ての公正な、且つ有効な、既得利權を有ち、そして、法律慣習の同じ既成諸原理の力に依て、かゝる生産費以上の純生産物の正當な消費を行ふことが彼等の仕事とされてゐたのである。後日に及び、特に近代に於て、文明諸國に於て、かゝる支配者階級に對して公正に賦與さ

れてゐた特權に關する古風な諸原理は、事實上充分な根據がないものであるとして排斥されるやうになつた。かくて、支配と服従は廢棄され、適法なる制度物の範圍から影をひそめたのであつた。自助と個人的平等の開明な諸原理は、そのやうな事物を寛容しない。が、しかし、投資から生ずる自由所得は之れを寛容するのである。實際、近世的見地の固信者として最も徹底した最も評判よき人達は、通例、かゝる所得に依つて生きて居るのである。

### 新産業組織の生産能率

これら近世的見地の開明な諸原理が、十八世紀に於て、文明生活に於ける自明の理法であるとして設定されてからといふものは、産業技術も亦た不斷の加速度を以て其の生産能率を増加しつゞけたので、今日では、此の機械時代の産業方法は、過去のいかなる産業技術状態よりも、又た此の新しき産業秩序の範圍外にある如何なる産業技術状態よりも、遙か高度に生産的である。此の産業組織の生産物からは、過去の、又は他の、如何なる作業方法に依つて得ること



の出来たものよりも多くの、生産費以上の純生産物が生ずる。従て、それは、此の處分し得る純剰餘に於ける異常に大きな既得利權の基礎を供するのである。

### 相互連結的過程

が、新様な産業組織が、その發揮し得る高能率を以て作用するのは、只だ好適な條件の下に於てに限る。それは、相互依存的な作業部分から成る包括的な組織であり、其の規模は廣大で、各部分は漏れなく連結されて、工場、製作場、鐵道、船舶、産業施設物の諸團、諸系が、すべて、何程か微妙な均衡を得た相互の遣り取りの仕組の下に、ともくくに作業するものである。此の組織の各成員、各區分は、他の成員、他の部分に絶對に依存しないにせよ、自足的な産業企業を形づくるものではない。實際、此の新秩序の産業世界に於ては、産業施設物のどの一成員や一區分、どの一集團や一系統でも、それが組織全體の作業に適合し、組織全體の作業に於ける自己の分け前を相違なく受け且つ與へる場合の外は、全く生産的要素たることを得ないの

である。此の相互連結的過程の原則に對して一見例外をなすやうに見えるものは、單なる外見上の例外であり勝ちである。それらは、主として後れてゐる職業や業務で、産業革命の利益に浴さず、新しい機械的産業秩序に屬さないものであるか、それとも、貨物の消費を事とし、又は富の分配や消費を支配する法則の維持を事とする職業や業務や事業で、例へば銀行や僕婢、警察勤務や法律關係の道具立、學者の専門や藝術の如きものである。

### 全般的協同作業

此の産業組織及び其の機械技術が、必然に、産業社會の全體、其の作業人口と物的資材とを擁込むといふ事、及び、それがどれだけ成功的に作業するかの度合は、其の構成部分の實効的な協同作業に依つて定まるといふ事も亦た、此の組織、此の技術の本質的な一面である。而して、新秩序の産業組織は、大規模のもので、其の作業過程の廣きに亘る特化と、産出物の標準化とに基礎を置くものである處からして、所要の協同作業が行はれる爲めに必要な「社會」は、必然



に、大きな社會である。それは、過去の如何なる産業技術状態に於て同様の目的の爲めに必要とされた人口と資材の全體よりも大きなもので、それと同時に、所要の作業過程の調整も亦た過去のものよりも一層廣きに亘り、一層微妙な均衡を要するものである。實際、新秩序の『産業社會』は、常に、且つ必然に、現存の國家單位よりも大きい。新しき産業組織の下に於ける遣り取りの枝脈は、産業上の『先進國』とも呼ばはるべき諸國の間ではすべて、其の國家的境界に覆ひ重つてゐる。此の組織、從て此組織下の協同作業に従事する産業社會は、それが利用する技術的知識の點から見ても、又たそれが此の新秩序に從て生産的産業に使用する材料の範圍や體積の點から見ても、世界的、乃至は國際的規模のものである。

( 86 )

### 生産的作業社會全體の所産

明かに、此の産業組織の下につくり出される生産物の全産額、アダム・スミスの言葉で言へば『年生産』。其後の用語で言へば『年分配分』——此の全産額は、進行的均衡を保つて生産に從

事する産業的諸力の、權衡を得た組織體として、ともぐに作業する社會全體の産額である。社會のどの一部分乃至は一斷片でも、獨立の又は單獨の生産要素ではないのであつて、それは、社會のどの一片でも自餘の部分と離れては何一つ作業を營むことが出來ず、どの一工場、一製作場でも自餘のすべてが無い場合には生産者たる事が出來ないからである。此の全生産物は、社會の全作業の生産物である。といふよりも寧ろ、生産的作業に従事する部分の人々の作業の生産物である、——それとこれとは、同一でないのであつて、といふのは、貨物の生産と相並で、貨物の消費の爲め、消費の手段方法の爲めにも又た、多くの作業が費されるからである。

( 87 )

### 投資者の仕事

貨物の生産よりも、貨物の消費の方に、より多くの時間と努力と工夫が費されてゐないとは決して斷言出來ないのである。スポーツ、婢僕、はやりの衣裳や装具、寵愛の動物や命令的な社交的快樂などは言ふ迄もないとして、廣告と販賣に屬する事柄のすべてが又た、實際上消費



の手段方法に屬するといつても宜い位なのである。これらの事物のすべてが、組織化された貨物消費にかゝはるものだといつても宜い位で、従てそのすべてが、産業社會の、乃至は其の種の企てに於て組織を消耗する産業體系の、<sup>ウェーラストーション</sup>耗損作用として書きあげらるべきものだといつても宜い位なのである。消費上の耗損として書きあげらるべき額は、概略、生産費を差引いた純生産物の部分に等しく、而して新しい産業秩序の下に作用する自助と機會均等の開明な諸原理に従へば、此の消費上の耗損の方を引受けて、未消費の殘物が停滯して市場に煩ひせざるやう、供給過剰を生ぜしめざるやうに心するのが、投資者達の仕事になるのである。

### 生産力と純生産力

明かに、又た、年生産の額は、作業人口が其の當時に使役するところの産業技術の状態によつて定まり、後者は、主として技術的知識と一般教育のことからに屬する。それだから、生産力及び純生産力の問題は、一般的な言葉で次ぎのやうに書きあらはすことが出来やう。即ち、

一定の人力と物質資料を有する一定の社會の可能的又は伏能的生産能力は、該社會が使役する産業技術の状態、技術的知識の問題であり、それが、該社會にとつて可能なる『極大限』の生産を決定し、限定する。かゝる社會に於ける事實上の生産は、利用し得る技術能力がどの程度まで利用されるかに依て定まり、其の程度の如何は、一部は作業人口の智能、乃至は『教育』に依て定まり、更にそれ以上に市場の状況——どれだけの生産物を産出するのが有利であるかを決定するところの、市場の状況に依て定まるのである。純生産物は、此の事実上の生産が、その生産費——生存の費用で算定し且つ所要の機械的装置の費用を含めたところの——を超過する部分であつて、此の純生産物は更に、生産的産業に従事せざる投資者達即ち資本化された財産の所有者達の年々の扶持、即ち其の維持費及び更改費にほぼ一致し、此の人達はそれ故に『扶持階級』と呼ばれることもある。實際、扶持階級に屬する者の數と、其の一人當りの毎年平均の費用とは、社會の年生産から習慣的に引出される純生産を測定すべき大まかな標準といつて風なものを提供するのである。



### 技術的知識の社會性

産業技術の状態は、それだから、一定の社會の生産能力を決定するところの不可欠的な制約事情であり、産業技術が類例なき發達を遂げた新産業事態の下に於ては、わけてもさうなのである。此の同じ決定的要件は、また、『技術的知識の社會的合資』といふ風に言ひあらはすことも出来る。此の技術的知識の共同資産は、産業の一般的手段方法の如何を決定し、かくして、一定の人間力が産出し得る生産物の性質及び分量を決定する。明かに、いかなる人間力と雖、いかなる作業人口と雖、何かしら技術的知識といふ風なものを使用せずには、いかなる年生産物をも産出することが出来ない。作業社會は、それが利用する産業技術の力に依つてのみ、且つ其れに依て限定される範囲内に於てのみ、生産的要素なのである。十九世紀中葉以前の産業日本、又は産業獨逸と、十九世紀末のそれらとの對照、即ち、機械時代の産業技術の利用に參加した前と後とに於けるこれら國民の對照は、この事の例證として役立つのである。生産費以上

に出づる生産物は、利用し得る産業技術状態の能率の問題であり、作業人口がどの程度までそれを利用し得るかの問題である。これらは、勿論わかり切つた事實で、一々數へ立てる必要は殆どないもので、只だ、恐らくはそれが餘りにわかり切つた事實である處からして、屢々看過されるといふ丈けのものである。

十八世紀の産業革命は、勿論、産業技術状態の革命であつた。それは、其れ以來文明諸國の産業人口の保持する處となり利用する處となつた技術的知識の共同資産の特性に於ける突然變異であつたのである。舊秩序の産業から新秩序の産業への轉移は、其の性質上、器械的装置の廣大な設備を必要とし、機械技術の變化と共に益々廣大な装置を必要とするに至つたものであり、そしてそれと同時に、生産費以上にいづる處分し得る生産物の部分は、技術的知識の社會的合資が新らに増加する毎に益々増大して來たものである。

技術的知識の聚積、産業技術の状態は、勿論、常に合資として持越されて來たのである。實際、此の技術的知識の合資は、産業的側面に於ける文明の實質をなし、それ故にそれは、文明の



實質的核心をなすものである。それは、文化的相續物の他のいかなる部面乃至は分子でもさうである通り、その保管と運用と増加と傳達にかゝはる限りでは、社會の共有物である。が、これら文明諸國民に於ける此の技術知識の使用を制約する特異な事情の下に、該知識の所有權もしくは用役權は、比較的少數の人達に對して有効に賦與されることになつてゐる。豫知されもせず、豫定されもせず、新秩序の産業に於ける機械的事態は、自助と幾會均等と自由契約とに關する私法の實際的效果を正反對のものにした。當の機械的知識は、これら諸原理が承認され設定された當時に其の土臺をなして居たものを切除することに依つて、さうした結果をもたらしたのである。

( 92 )

#### 物的設備の所有者と生産技術の用役權

機械技術は、その運用の爲に、大きな、特化した機械的装置と、常に益々大きく、常に益々精巧なる物質的設備とを必要とする。それは、更に又た、原料としても動力としても、大量の多

種多様な物質的資料を必要とするのである。此の産業組織が少しでも運轉するのは、これらの必要がどうかかうか充たされる場合に限つたことであるし、機械的産業が高度の能率を以て作業するのは、これらの必要が自由自在に充たされる場合に限つたことなのである。と同時に、十八世紀から傳はつた法律、慣行、政策の固定的諸原理は、要するに一切の物質的富は當然に私人の所有に屬すべきもの、法律上正當な所有者の無拘束な裁量に基いてのみ利用さるべきものだとしてしまひ、引續きさう定めてゐるのである。處で、新秩序の技術的知識を體現する高度に生産的な産業技術の状態は、此の今も尙ほ私人の所有に屬するところの物質的設備と自然的資源を使役することに依つてのみ、之れを用立てることが出来る。其の結果として、これら産業の物質的手段、及び其の物質的手段が奉仕する産業技術の状態は、物質的設備及び資源の正當な所有者達が好んで課する條件に従つてのみ、之れを生産的使用に附することが出来、このことは、これらの缺くべからざる物質的富の所有者達をして、結局、自己の利益のみの爲めに産業技術の利用を壟斷するを得しめることになる。かくして、社會の技術的知識の用益權は、

( 93 )



此の目的を達し得る丈けの大きさに於てかゝる物質的富を所有する人々此とつて既得のものとなつたのである。

それだから、十八世紀に安定づけられた近世的見地に含まれる公正と自助の固定的諸原理の裁可に依つて、社會の物質的資材の所有者達——即ち産業企業への投資者達——は、技術的知識及び能率の社會的合資を「獲得、所有」することになつたも同然なのである。といつても、此の産業的諸力及び諸過程の知識の蓄積が、何時の間にか投資者達の知識的貯への一部と成り、たとひ柄相應な極く僅少な程度に於てなりとも、彼等の心作用に同化された、といふ譯ではないのである。投資者、所有者、扶持階級、等、稱呼の如何に拘らず、——彼等が、自己が既得の利益権を有する産業の機械技術的知識の一切に就て、全く例外的に無知であることは、勿論、昔も今も變らないのである。彼等は、要するに、其のほかの事に深く専心し、産業に關する彼等の知識は、通常、産業的過程乃至は技術のいろは程度にも到らないものであるし、又た到ることも及ばないのである。彼等が産業の關係者となるのは、聰明な個々人としてではなく、單に

既得利權者としてである。此の原則に對しての例外は、只だ例外として注意するに足る丈けの數しかならぬ。

一つの知識的達成として、且つ一つの作業力としては、勿論、産業技術の状態は依然として共有物として社會全體のうちに社會全體によつて保持されて居る。が、其の利益權への正當な權利は、事實上、産業に缺くべからざる物質的手段の所有者の手に移つたも同然なのである。今までのところ未だ正式の明細書や法律の條項に依つてのことではないが、彼等の資産には、産業技術の活用に缺くべからざる機械的裝置及び諸原料はもとより、産業技術そのもの迄が含まれてゐる。成る程、既得利權や無形資産をば法律の保護を受くべき財産の項目として認めるといふ形式に於て、社會の技術的知識に對する、投資者達の利益權を、正式に法律の認むる處たらしめ様とする多少の企てが、いや多少どころではない企てが、あるにはあつた。が、全體としては、且つ比較的近時に至る迄は、投資者達の此の利益權の保有は、彼等が社會の物質的資産の上に行ふ支配に基づいて、非公式に許されてゐたのである。が、しかし、目下の形勢で



は、既得利權及び無形資産に關する適當な法律上の決定に依て、此の用益權の保有をば一層確實な、紛れもない物にしようとする企てが、間もなく、更に進んで行はれさうに思はれるのである。要するに、今日までの結果では、これら所有者達は正當に、社會が處分し得る剩餘生産物の唯一の合法的受領者となつてゐる譯である。

### 舊原理と新事實との矛盾

これらも亦た單純な事實、隠れもない事實であつて、議論を俟つ迄もなく判り切つた事に思へる筈のものである。これは又た他の機會に稍詳しく説明したことがあるものでもある。が、此の既に平凡な知識であるべき筈のことからの叙説は、此の際、茲での議論を續けて一層明瞭なものにする爲めに必要なやうである。多くの人々にとつては、そして恐らくはかの、屢々一括して『コンモン普通人』と呼ばれて居る、財産のない人々の大部分にとつては、右に略述した様な事物の状態が不都合に見えるかも知れない。そして、此の事態の特質や將來の結果に就て更に省察を

重ねるならば、來るべき難澁と危険に就ての普通人の恐怖に更により以上のものを加へることになりさうである。それであるから、茲に想起して宜いことは、かゝる事物の状態が生じたのは、其のすべての根柢に横はる公正と自助の諸原理が失脚したからではなくて、寧ろそれらの諸原理が新しき事情の下に於て一段と撓たがめがたい鞏固さを有ち、實効をあらはしてゐるからだ、といふ點である。それは、これら法律慣習の諸原理に固有な弱味や變り易さに由來することではない。此の諸原理は、正直にもとの儘であるのであるし、それらが設定された當時に於て正しく良いものであつたことは萬人の許すところであるが、事後の今に於ては、近世的見地への推移の際に繰越されたところの諸權利、諸利益のうち此の無制限の所有權が含まれて居ることが、此の先き更に生長と變化の進むにつれて、不都合などになりさうに見え始めてゐるのである。

相續、自由契約、自助を含む無制限な財産所有權は、それが極めて便宜な、優れて公正なものだと文明世界が心を定めた其の當時に於て文明生活を制約してゐた諸事情の下では、極めて



便宜な、勝れて公正なものであつたと信じられる。そして、近頃になつて目にたつやうになつた矛盾は、ほかの事柄がもとの儘ではないといふ事實に基づくのである。忌むべき結果が生じたのは、攪亂的な諸原因の爲めであつて、これら開明なる正直な世渡りの諸原理のせいではない。所有の諸権利に於ける安固と、拘束されぬ裁量とは、普通人の自導と自助に對する單純にして明白なる保護物であるとして、嘗ては正當に、いたくも持て囃やされたものである。が、結局、新様な諸事情の下に於ては、それはみな普通人にとつての確實な敗北と懊惱のなかつた、以上のものになる見込みがないのである。

## 第四章 自由所得



### 新制産業の法外な生産力

近代式の産業——機械的で、特化し、標準づけられ、大規模に組立てられた——は、高度に生産的である。此の新秩序の産業組織は、外部からの支配に依て妨げられぬには、生産費——人間力及び必要消費の言葉で計算した——を差引いた残りの、極めて大きな純収益を産出する。それに比べれば、諸原料、機械的諸用具、労働者の生存必需品といふ様に必然に生産的作業に於て消費されるもの、費用の如きは、比較上言ふに足りない位に、それは大きなものである。これと同じことをば言葉を換へて、生存と工場との必要消費は、常に、産業の總産高からの言ふに足らない減額である、といふことも出来るのである。此の普く知られた新制産業は、餘りに法外に生産的で、通常時に於て絶えず過度に陥り、市場——即ち實業事態——が許す限度を超えて貨物を産出する不斷の危険があるのである。「生産過剰」の危険が絶えずあるのである。で、通常、大量の人間力が仕事にありつかず、産業的施設物の目につく程の部分が遊んで居り、又



は半分遊んでゐる。用立て得る施設物と人力のすべて、又は殆どすべてを、限られた期間内でも、其の全能力で作業させるといつた風なことは、極く異常なことで、恐らくは全く問題にならない。

### 剰餘生産物

此の産業組織が、その全能力を以て作業し、用立て得る技術的知識のすべてを自由に使役して作業した場合には、生産費を差引いた純生産物の總額——生産物と必要生産費の比率で計算して——が、どれ程のものであるかは、勿論、明言し得る事柄ではない。其處には、見積の基礎として據るべきものがないのである。何故かといふに、そのやうな見積は嘗て試みられたことがないのであるし、又た右の假定の如くに全作業能力を以て作業するといふ事態に近づくことは、所有及び支配の現存事情の下に於ては、望んでも得られないことだからである。かゝる事態の出現は、それに最も好都合な好景氣時代の諸事情の下に於てさへも、實業事態が之れを

許さぬであらう。其處には、どれ丈けといふ極りのない多大の物資と作業とが、常に、販賣の爲め、廣告の爲め、及び賣上の増加を目指す競争的經營の爲めに費され、少くとも此の部分だけは常に斟酌されねばならない。此の筋合ひの費用は、貨物の産出高には何ら寄與する所がないけれども、ビジネスライクな經營にとつての必要費目であり、其の意味に於てそれは、現行産業組織の純生産能力からの必然的減額となるものである。この減額を算定することは極端に困難に違ひない。といふのは、その大部分は、其の當事者からは斯かる特別な性質のものとは認められず、其の帳簿面には何ら特別な記入項目として書き出されないからである。彼や是やで、且つ種々様々な理由からして、人間的利用に役立つ純生産額は、總産額よりも著しく少なく、總産額は、用立て得る施設物及び人力の生産能力を以て産出し得るものよりも常に必ず少ない、といふ次第なのである。

### 自由所得の源泉



それにしても、ありの儘に見て、これらの様々なハンデキャップは悉く斟酌するとしても尙ほ、純生産物が、大に、生産費を超過するのは紛れもない事實である。大に超過するといつてそれは、生産に於て消耗される物質的設備の補充に要する所のものに、此の物質的設置に對する『相當収益』を加へたものが、通常、全産出高の何分の一かにしか當らない程のものである。この、生産費プラス物質的設備の相當収益を差引いた生産物の超過部分は、現行産業技術状態の高度な生産能率に由つて生ずるもので、そしてかの、無形資産を生ぜしむるところの、自由所得の源泉をなすものである。有形資産と無形資産の區別は、勿論、嚴密なものではないが、此の二つの言葉をば、無用な専門的冗語で紛らはしくする事に苦心せぬ限り、其の相違は、茲での關係に於て用ふるのに差支ない程度には明白であり、了解されて居るのである。

(104)

論争と岐路に入るのを避ける爲めに一言して置き度いのは、『相當収益』なる物も亦た、其の言葉の普通の意味に解し、別に定義を下す迄でもなく、茲での議論を行ふのに差支ない程度に理解され、明確であるものとして用ひて居る、といふことである。相當収益の普通の目安に到

達する迄の過程を形づくる様々な動機的作用や、手續のことも亦た、茲では、不問に附してゐるのである。すべてかうした事柄を細かに詮議立てするのは、夥しく枝葉に涉ることになり、しかも茲での議論にとつて得るところは一つもないのである。

### 會社資本

傳統の見解、即ち會社財政の出現以前の時期から傳はり、今も尙ほ公認の經濟諸理論にあつての一般信仰個條として持越されてゐる見解に従へば、『資本』は、その原費で見積られた物質的設備を代表し、併せて、原料及び勞働力を調達する『運轉資本』として必要な手許資金を含むのである。この見方からすれば、會社有價證券は、施設物と所要運轉資本を代表するのであるし、又た從來、これらの物件より以上に無形的なものを會社資本の中に含ませて會社有價證券發行の基礎となすことに反對する一種容易に抜け難い僻見もあつたのである。さればこそ、かの“Watered stock”『水を割つた株』に對して頑強に反對する一般的僻見があり、會社財政

(105)



は、十九世紀の後半を通じて、この僻見と闘はねばならなかつたと云ふ次第である。「水を割つた株」は、今ではもはや、忘れられた争點だといつてよい。會社財政は、關係事實を破却することに依て此の争論を片付けたのである。

### 有形資産と無形資産

有形資産と無形資産の區別は、今でも認められてゐる。が、しかし、會社慣行の上では、有形であれ無形であれ凡そ資産に關する資本換算の唯一の合理的基礎は、當の資産が現はす利得能力であると認められるに至つたのである。そして資本の高の問題は、用立て得る資産の資本換算の問題である。そこで、若し物質的設備(例へば)が、正當にその利得能力に基いて資本換算されるものならば、「水を割つた」か否かの問題は、もはや追求に値ひせぬものになる。何故といつて、株に「水を割つた」といふのは、其の株が代表する資産の原費との比較に於てのみ言ひ得ること、資産の利得能力との關係に於てのことではない。後の關係の方は、市場に於け

る株の相場が始末してくれることである。一方、無形資産の方には、今も昔も利得能力以外の資本換算の基礎はないのであつて、「水」の問題は、此の場合には全く無意味である。無形資産には、水は盛れないであらう。

會社財政は、新秩序からの生長物の一つである。そして、會社財政がもたらした結果の一つは、有形資産と無形資産の區別を曖昧ならしめたことである。それは、それが双方とも、今では習慣的に、利得能力の資本換算に依て決定され、各自の確かめられた原費に依て決定されないからであり、且つ、當該業務體の利得能力の内、正當に其の施設物に歸すべき部分と、市場の支配に基づくものとの間に、嚴密な境界線を引くことは、よし不可能でない迄にも、余程困難なことだからである。それにしても、一般慣行では、たとひ無形資産と有形資産の區別が細目に於ては何程か不明確であつても、尙ほ其間に首肯し得べき區別を設けて居り、そしてかゝる區別は、それが峻別に失しない限りは、明かに便利なものである。



### 有形資産の生産的價値

有形資産の利得能力は、貨物又は勤勞の生産を目指す産業過程に従事するところの機械的裝置としての産業施設物の生産能力を代表するものと見做され、該施設物の機械的産出物の市場價値に基づくものと見做されて居る。此の施設物が生産要素であるのは、それが、現に行はれる生産技術状態——技術的知識の社會的合資——を實用に供するからであり、又た、さうする限りに於てのことである。施設物、及び其の經營が、此の現行産業技術状態の普通の要求を充たさず、通例使役されるやうな技術的知識を用立て得なくなるや否や、乃至は、得ない限りに於て、其の施設物は其れ丈け生産要素でなくなるのである。産業施設物を構成する如何なる物件の生産的能率及び生産的價値にしても、それは當の施設物が、當の社會にその當時行はれてゐる技術的知識を有効に役立てる度合で量られるのである。同様にまた、一定團の自然的資源、——土地、原料、動力——の生産的價値も、それらが現行産業組織に適合する度合に依て定ま

るのである。

この、産業技術状態への適合及びその利用の度合に依て生産的價値が定まるといふことは、土地その他これに類似の自然的資源の場合には、其の賃料價値の騰落に依て常に之れを知ることが出来る。土地その他の資源は、それが現在の利用及び豫期される利用に適合する丈けそれ丈け其の價値が大きい。機械的裝置に就ても、同様なことが言へる——恐くは一層深甚な程度に於て言へるのである。産業施設物(例へば)は、産業技術の状態が變化して、該施設の特定の要素が一層新状態に適するやうな方法と取り代へられるやうなことがあると、常に、舊式化による價値の下落を生じ易い。新制産業の下に於ては極めてしばしばなる斯かる變化に際しては、およそ一定の工場、機械、その他類似の裝置は、生産手段としての價値を全く喪失しないとも限らないのである。で、また他方に於ては、一定の施設物、例へば一定の鐵道系統、造船所の場合が、それをして一層現在の利用に適する物にするやうな變化が産業組織に生じた爲めに、在來の價値以上の價値を得るかも知れないのである。



明かに、いかなる項目の産業的設備又は資源にあつても、其の生産能率にとつての主要なる、乃至は少くとも不可欠なる要件は、其の設備乃至は資源に依てなされること、用立て得る技術的知識の利用である。そして明かにまた、生産要素としての其の利得能力は、嚴に、同一事實——産業技術態の用益權——に依て定まるのである。と同時に一方、産業的設備が斯くして其の所有者の利益の爲めに用立てる産業技術態は、依然として社會全體に依て積み立てられ、保有され、行使され、増加され、傳達される産業的知識及び熟練の合資であるのであるし、と同時に一方、産業的設備の所有者は、彼れの利得を生み出してくれる此の産業技術の狀態に對して、頭割りの自分の割前以上には貢献した事のない、誰れかに外ならぬのである。實際、どちらかと言へば此の所有者なるものは、彼が自己の所有權の力に依てその所産をもにしているところの此の知識の共同貯蓄に向つて、若し少しでも貢献したとすれば、それは多分頭割の自分の割前以下のものであつたのである。何故なら、彼れは、全くほかの事柄に没頭して居るから。——例へば儲けの多い商ひだとか、又は、贅冗品の程よき消費だとか、といふ風

な事柄にである。

### 無形資産の性質

そして、こゝまで來ると、有形資産と無形資産の差違、もしくは少くとも兩者の區別される理由が、見えて來るのである。有形資産は、打見たところ、凡そ機械的に生産的なる財産の利得能力を代表するのであるが、之に對して無形資産は、別にこれといふ物質的要素を生産的源泉としないところの、確實な所得を代表する。無形資産は、別に理由のあきらかにされない所得の、資本換算價值である。かゝる所得は、産業からではなく寧ろ實業關係から生じ、生産的作業からではなく寧ろ賣買上の優越から引出される。それは、貨物や勤勞の産出高への貢献を代表するものでなく、只だ『年分配分』に於ける割前に對する有効な要求權を代表するに過ぎず、其の根據は、法律上では正しく見えるが、機械的原因結果や生産的能率の言葉では、いや、およそ物質的廣袤や機械的作用の感念を含むやうな言葉では、言ひ表すことの出來ないもので



ある。

理論家達が、これらの、巧者な賣買乃至は謂ゆる「經營の才」から生ずる収益を説明し、正當づける時に、その収益の根據として擧げる事柄は、調べて見れば何時もながら、言葉の文の性質のもの——暗喩や類比——だといふ始末である。これらの標準的説明は、不完全、不適切、不十分なものとして斥けらるべきだ、といふ譯ではない、——其の量の大、其の眞摯が、さうしたことを許さない。寧ろそれらは、非實體的な言葉を以てしたる、非實體的な諸事實の忠實なる説明として受取らるべきものだ、といふ次第である。そして、多分、近世的見地の諸原理が默認する限りに於ての、公正なる所得分配の、結構な説明なのである。

が、しかし、なるほど無形資産は、其の所有者と産業組織との間の非實體的な關係から生れいづる所得を代表するものではあるが、そしてなるほど此の所得は從て、機械的な生産的作業に基づく収益ではないのであるが、それにしてもかゝる所得が、産業の年生産物のうちから引出されることには變りがなく、そして其の生産的源泉はそれ故に、有形資産に對する収益の生産

的源泉と同じものであることにも變りがないのである。兩所得の物質的源泉は同一なのであつて、只だ所得の要求される根據が同一でないといふ迄のことである。二つの所得の相違は、それらが創造される手段方法の點にあるのではなく、只だそれを懐ろにする受益者達がそれらを横奪し獲得する手段方法の點にあるのである。有形資産に對する収益は、産業施設物の生産的使用に基づく収益と見做されてゐるが、無形資産に對する収益は、産業及び商業の所有及び支配に含まれる或る種の非實體的諸關係の運用に基づく収益なのである。

#### 無形資産の種類

無形資産のうちで最も名の知れてゐるのは、其の道の言葉で謂はゆる「暖簾」"Goodwill"といふ古風な題目で、實業企業の新秩序が到來した以前から持越されたものである。これは、無形資産なるものゝ原型的な典型だと、これまで長いあひだ考へられてゐた。此の Goodwill といふ言葉は、おほ昔の慣用に依つて、商賣上の慣習的優先的利益を表示するものであつて、一



群の慈善的諸情操を言ひあらはしてゐるのではない。暖簾 Goodwill は、昔から知られ、論じられて、あらゆる種類の商的企業に携はる人々にとつての適法な、普通の、而かも貴重な無形的所有物として長いあひだ許されて来たものである。それは、得意に對する龜鑑的な丁寧、直<sup>ちよく</sup>な取引の賜だとされ、いつも變らず品<sup>しな</sup>よく量<sup>はかり</sup>よい商品を賣出すことに由るのだとされ、また實に平凡な基督教徒的美徳の顯著なる躬行に由るともされたのであるが、しかし主として並みの正直に由るものとされて来たのである。これと同じやうに貴重な、同じやうに無形的な性質の物は、商賣の秘事、商標、特許、持權、法規に基づく一切の獨占、乃至は何によらず一定貨物又は勤勞の供給又は市場を有効に買占める事に依て獲た獨占である。これらは、そのいづれからでも、儲けの多い利益を引出すことが出来、従て市場價值を有するのである。これらのものは、その所有者に優先的利得を與へる。それが、彼れの競争者に對するものである事もあり、又は産業技術の状態及び實業の組織が彼れの道に投じてくれる消費者を犠牲とするものであることもあらう。で、暖簾のことから類推して、かゝる特殊の自由所得の源をたづね、これを、

市場に於ける特殊利益の有利な運用に歸するのが、これまでの例であり、その特殊利益はそこで貴重なる利得手段として評價され、所有者の一資産として現はれるのが常であつた。が、しかし、これはすべて、如何にしてこれらの恩恵がこれらの受惠者のもことになるかを説明するものであつて、かく自由にこれらの人々に分配されることの出来る純生産物が、其處につくり出されてゐる事實を、明かにするものではないのである。

### 自由所得の種類

これらの額外的、優先的利得、『過大利潤』、——そのほかどういふ言葉が此の類の自由所得を最もよく言ひ表はすにせよ、それは、これらの受惠者が享くるに値ひするかも知れず、或は値ひせぬかも知れない。問題の所得は、いづれにせよ、彼等の功績に由て創造されはしないのである——彼等の爲すところがどれ程賞むべきものであるにしてもである。正直は、ことによると商業道に於ける最上の策であるかも知れないし、また正直は、その正直な商人達のゐる社



會の便利にも大に適ふかも知れないのであるが、それにしても、直<sup>ちよく</sup>な取引は、嚴密に言へば、創造の機關ではなくて保存の機關である。商賣の秘事も亦た、之れを利用する當業者にとつて有利なものであるかも知れず、特に秘密とされる特別の過程が、特に生産的なものであるかも知れない。が、その同じ技術的知識の項目は、それがもし自由に産業社會全體に分與されれば、疑ひもなく、産業の全生産力に寄與するところ更に大いなるべき筈のものである。

かゝる技術的知識は、生産の一機關であるが、その所有者にとつての特種利得の源泉として有利なのは、該知識の獨占なのである。專賣特許權については、勿論、これと同じことが言へる。これに對して、普通の種類の獨占、即ち、免許に依り、隱謀に依り、又は所有の結合に依りて一定の産業を支配するところの獨占は、取引を妨害したり、貨物及び勤勞の產出高を制限したりして『價格を維持する』ことの能力に由つて、自家の特種利得を引出ものである。

### 「合理的な収益」

この普く知られた種類の無形資産は、新秩序の會社、商店、特にその大きな、隆盛な方のものには、極めて普通なものであつて、そしてこれらの會社商店が有利に生産を制限する能力の大小の、およその目安を供するものである。かゝる資産の價値の總額が莫大なものであるといふ事實は、新秩序下の産業的<sup>インダストリアル・ビジネス</sup>實業の經營にとつて、產出高を合理的限度内に制限することが如何に避くべからざるものであるかを示すものであり、と同時に、近世的産業の法外に高い生産能力が有利な實業の必要以上に發動するのを防止する能力を有つことが、如何に有利なものであるかを示すものである。實業の繁榮の爲めには、產出高を合理的限度内に止め置くことが必要である。——精しく言へば、合理的に有利な價格を維持するやうな限度内、更に精しくいへば、實業に携はる會社、商店にとつて得られる限りの最大純収益を生ずる價格を維持するやうな限度内にある。この關係に於ては、且つ投資及び信用の現存諸條件の下に於ては、『合理的な収益』は、『最大可能の純収益』と同じものを意味するのである。それはすべて『十呂盤が持てる丈け拂はせる』といふ、普く知られた原則の適用に外ならないのである。何故といつて、







例へば會社債券——鐵道なり工業なりの——で、その所有者には自由所得を與へ、會社から見れば天引支拂勘定である物が、同時に會社の實體的資産に對する先取權を有ち、其の財産といふのが又た會社の全負債に相當する丈けの價值がない、といふ様な次第である。明かにこれなどは、資本に關する經濟理論の問題としてならば、人をまごつかせるに十分なものだが、會社財政上の提案としてならば、何の面倒も起らないのである。

#### 能率撤回に由る利得と社會の蒙る損失

茲にもう一つの奇妙な問題があるが、これもまた、現に得られるより以上の特殊の材料や知識が得られない爲めに、未決問題として残されねばならないものであらうし、又た實質的重要を有つ問題といふよりも寧ろ、無益な好奇心の問題なのでもあらう。それは、これら隆盛なる會社、商店、及びそれへの投資者に對して、彼等の誠意ある能率撤回から生ずるところの利益の全額が、それに隨伴的なる産出高の減殺によりて社會全體が蒙る損失の全額と、凡そどの程

度まで一致しさうであるか？ といふ問題である。純生産は、産出高に對する有利な價格を得んが爲めに減殺される。が、純生産物は減縮されるとして、果してそれは、此のビジネスライクな戰術がビジネスライクな戰術家にもたらすところの増加利得の全額丈け、乃至はそれ以上に、減縮されねばならぬものかどうかは、明かでない。純生産額を生産能力以下に切下げる戰術的減殺は、實業家をも又た彼等の得意先をも含めた社會全體にとつての純損失であり、減殺に出つてこれらの會社、商店へと行く利得は、會社、商店、及びそれへの投資者を除いた社會全體にとつての純損失である。そこで起る問題は、それだから、實業家達が利すると同額だけ自餘の社會が損するかどうか、ではなく、——その點は言ふ迄でもなくそれに違ひないので、といふのは此の場合の實業家達の利得は、高められた(乃至は維持された)價格をとほして自餘の社會から彼等に拂渡されるのだからであつて、問題は寧ろ、會社商店及びそれへの投資者が利する、二倍のものを自餘の社會即ち普通人が損するかどうか、といふことになるのである。



### 強喝取財や金品強奪との類似

この事柄全體には、脅喝取財、金品強奪の諸現象その他それと同じやうな只だ取りをする企てとの多少の類似があるのである。といつても、茲に注意を要するのは、これらの違法形式をとる有利な企てとの類似は、この實體なき會社資本及びその利得能力の根柢をなす一切のビジネスライクなサボタージュの合法性に向つて疑惑の片影をだに投ずると解すべきものでない、といふことである。脅喝取財、金品強奪といった類の強取をこととする不法營業の場合に於ては、損失者と利益者が共に蒙る損失の方が、受益者に生ずる純利得よりも大きく、恰度、強行の費用と、關係當事者双方がうける隨伴的不便とを加へたもの丈け大きいものと知られてゐる。と同時に、受益者の其の『不正の所得』と呼ばれることもあるものゝ、爾後の使用及び消費は、故埒な生活の爲に費されるにせよ、同じ有利な筋合の商賣を續ける爲に費されるにせよ、世人の信ずる所に依れば、微塵も自餘の社會を利さないものである。公共の福利の視角から見ると、

かゝる強取の企ては、全く浪費的に無益なものと信じられてゐるのである。

ところで、此の類似は、そのねうち相當のもので、『類似は四つ足で駈けない』、といった風なものかも知れないのである。が、しかし、これと同じ視角から見ると、これらの無形資産及びその利得能力の場合に含まれる損得の問題は、かういつた形のものになるのである。即ち、これら無形物の所有者を除いた社會全體が蒙る損失は、これらの所有者へ行く収益の二十割を超過するかどうか？ 乃至は、これらの無形物は、それが所有者に對してねうちする二倍以上も社會に失費をかけるかどうか？ ——社會にとつての損失は、これらの無形物の勘定として支拂はれる天引負擔に加へるに、有利な價格の維持に含まれる生産減殺を以てしたもので表はされるとして、その天引負擔といふのは、先づ『合理的に有利な數字に價格を維持する』のに必要な丈け純年生産が減殺された後に、純年生産のうちから支拂はれるのである。

### 故意の無能力の程度



數年前には、一通りの觀察力ある人ならば誰れでも此の問題に對しては否定的解答を、恐らくは躊躇せず、與へたであらう。また一通りの聰明ある既成制度の固信者達、例へば會社の法律顧問、實業雜誌、乃至は労働組合の役員といった風な者なら誰れでも、疑ひもなく其の時には、かゝる問題をば途方もない沒常識なものとして葬り去つたことであらう。それは、今度の戦争の経験が、新しき産業事態の下に經營される實業企業の暗い場所々に光を投げかけた以前のことであつたであらう。今日（一九一八年十月）では、——思ひ／＼の感情を以て承認されねばならないことだが——此の問題は、經驗の教ふる所に徴して、至極眞面目に考へて見ることの出来るものである。近き過去、戦争の勃發前まで續いた状態に於ては、ビジネスライクに經營された必須産業に於ける通常の生産率は、習慣的に、又た入念な畫策に依つて、著しく生産能力以下に落ちてゐたのであつた。これは、戦争の経験が、『本當なら面白い』の項目から、『周知のこと』の項目へ移してくれた一片の情報である。

この『故意の無能力』が通常およびその位の程度に及んでゐたかの問題は、大體次ぎのやうに

して解いて行くことが出来やう。即ち、今日では、愛國熱や恐怖や恥や切ない必要に強いられて、且つ極大生産に銳意する官公吏の今までになく抜け目ない監視の下に、この既得利權者に支配さるゝ必須的大産業は、五割の能率に達してゐる——恐らくはそれ以上に上る——と見られぬことはない。五割といふのは、産業の組織が、價格の言葉に於ける私利利得の一點に着眼して經營される代りに、實用的貨物産出の一點に着眼して構案され經營されたとして、その場合に今と同じやうに豊富で高能率な労働や同じやうに佳良な自然的資材を用ひて運轉する同じやうに高價な設備を使用することに依て普通に擧げ得べき筈の、能率の、五割のことである。

『いつも通りのビジネス』の辯護者達には、右のやうな現行生産の見積は恐ろしく低く過ぎるやうに思はれるであらうし、一方、機械的費用及び機械的産出高の言葉で論じ慣れてゐる産業工學の専門技師達には、それは恐ろしく高すぎるやうに思はれるであらう。後者は、表向きには、又た氣兼ねをすれば、二割五分の能率だらひに言うであらうし、うちこの話、打明け話としては、この見積は二割五分よりは寧ろ一割に近い方のものであるべきだらひに言ひは



せぬかと思はれる。で、狹量な僻見があるかのやうに思はれぬやうに、これら必須諸産業にあつての現在の事實上の生産は、『合理的な利潤』を目ざすビジネスライクな支配が行はれない場合の、その常態的生産能力の、五割そこ／＼のものだと見て置いてよからう。この機會に於て想起しなければならぬのは、新事態下の産業技術状態が高度に生産的だ、——先例のない程度に——といふことである。

### 官公吏の心状

必須諸産業にあつての生産が、かやうに干渉の權限を賦與された官公吏の油斷なき看視の下に立つても尙ほ、大方、常態的生産能力の五割を超えるやうな事はあるまいといった風な此の状態は、大方、これらの官公吏が、矢張り、ビジネスマンであるといふ事實、彼等の過去の訓練及び現在の心傾向が、ビジネスライクな産業經營に於ける長い間の嚴酷な、成功的な經驗に依て與へられたものだといふ事實、産業にかゝる一切の事柄に於ての彼等の視野と視角が、

會計室に固有な心状に依て限定されるといふ事實に、大部分、起因するのであらう。彼等官公吏が、矢張り、産業及び産業行政をば、投資に對する利潤の言葉で考へる事を學び、實に、其のほかの言葉で考へる事を學びはしなかつた、といふのも、彼等の日々の仕事の許す範圍では其の言葉で産業の手段方法を商量するのが精一杯なのだからである。かゝる次第で、彼等は官公吏としても尙ほ、保守的な實業家達の眼から見て穩當だ、公平だ、慎重だとされるやうな思慮分別に随分少なからず導かれて居り、そして此の僻見は、かの競争的サポタージの立場からの産業經營にとつて有利だと知られて來たところの遍在的な、紛糾した、而かも系統的な、産業組織の關節離脱の、手當をしようとする時の彼等にも、附纏つて行くのである。彼等は矢張り、かの資本化された能率撤回を代表する無形資産の所得で生きるところの既得利權を、少しでも攪亂することは、之れを避けるのが宜しきを得たものだとするのである。

### 實業慣行と技術的要求との矛盾



この事態をかく特性づけたからといつても、勿論それには、この必須諸産業の生産増加を強行し、所要の労働及び材料を浪費の途から外らさうとする仕事に、最善の能力と努力とを捧げつゝあるこれら愛國心に驅られたビジネスマイクな官吏を、咎めるやうな心算は更にないのであるし、又た之らの官吏が、例の十呂盤が持てる丈け拂はせるビジネスマンの狭直な一路からいくら外らさうとしても外らし得ないところの、ある沈着なる産業界の頭目達の誠意や尊敬すべき動機に向つて、誹毀讒謗を敢てする心算もないのである。『彼等はみな尊敬すべき人達である』が、しかし、外の人達と同じ様に、彼等もまた習慣の動物であり、彼等の思考習癖は、技術の領域——産業技術の機械的論理がものを言ふところの——からかなり、遠く離れた、大きな、責任ある、儲けの多い實業事務に於ての経験の結果として生じたものである。只だ、茲で問題になつて居る事態は固定的慣行に其の根柢を有し、其の慣行にはビジネスマイクな心狀が適合するのであると同時に、一方この確定負擔や既得利權や合理的利潤やのビジネスマイクな慣行は、新様な工學に従ふ産業技術の自由なる發揮と何處までも調和するものではない、と

いふ丈けのことである。そこにはまた、たとひ愛國熱や恐怖や恥や必要の壓力の下に立つたとて、此の『故意の無能力』の事態から免れる見込みは餘り無いのであつて、といふのは有効輿論が既に同じ僻見を習得した爲めに、其の重大な利害の處理をビジネスマン以外の者や實業的方法ビジネス・メソッド以外の方法に委ねることは殆どなからうからである。

### 社會的生産能力の七割五分減

前の論點に立戻つて、必須産業にあつての生産が、戦争の必要に迫まれて、五割見當の能率に引上げられたものとしよう。が、同時に、此の現在の産出高は、平和の時、いつも通りのビジネスの時の普通産出高の二倍見當だといふならば、大方、正鵠を得るにちかいものであらう。五割の半額は二割五分である。そこで、ビジネスマイクな經營の普通狀態に於ての習慣的な純生産は、産業社會の生産能力の凡そ四分の一見當、大方、それ以上よりは寧ろ以下に積つて差支ない、といふ假結論が現はれて來る譯である。



### 材料及び作業の浪費

不用意にきくと、この結論は、むやみに輕率なものに思へたり、また、社會の物質的厚生を保全者であるわが裕福な市民達に對して怪しからぬ無愛想なものであるやうにさへ思へるかも知れないのである。が、ある程度の觀察と反省を試みさへすれば、その懸念ならば直ぐにも無くなる筈のものである。上に試みた説明丈では未だかゝる結論を下すのに不十分だと思へるならば、更に進んで、實業企業の片手間仕事として専ら會社商店の利得増加の爲になされるところの、材料及び作業の浪費に依て、社會全體の作業の増加及び増加作業一單位の費用の増加を惹起す方の事情を述べること出来るのである。茲に想起してよいことであるが、シカゴといつた風の都會には、いまだに半ダースほどの停車場があつて其のおの／＼が特に喰ひ違つた目的に向つて作用し、競争者たる會社相互の輸送を妨げるやうにたくまされてゐるのであるし、そしてこのいみじくたくまされた輸送障害の土臺のうへに、乗客や貨物の乗替と引繼を扱ふ素ばら

しく隆盛な獨占事業がうち建てられ、大きな装置と多大な労働を使役して旅客公衆に年々數千萬弗の無益な失費をかけて居るのであるが、この事柄のとりえとしては一日二十四時間を通じての遅滞、混雜、磨損消耗、死人怪我人、喧嘩口論のほかは何一つなく、而かもこれらの道具立は、如何にも有利に、全國到るところの大都會に同じやうに大仕掛に複製されてゐるのである。と同じやうに又た、最も好評あり最も有利な方の模範的週刊雜誌で二百萬以上の發行部數あるものが、作業及び材料の最も容捨なき節約が焦眉の公共的必要と認められてゐる此の に、四六二倍六十頁から八十頁前後の競争的廣告を習慣的に載せてゐるのであるが、この事柄のとりえとしては、かく廣告された一切の商品——その多くは贅冗品である所の——の生産費を増加させる外に何一つないのである。これにしてからが、矢張り、典型的な一事例に過ぎないので、其の複製は數千に上り、自餘の雜誌や新聞のビジネスライクな經營が成就し得る限りに於ての同様な成果をあげてゐるのである。これらは、新しき産業秩序下に於ける、いつも通りのビジネスの、ありふれた事例なのである。これらは、極端なものでも、異常なものでもない。



實に、この種の企圖は、全實業社會を通じて、組織の外包といつてもよいほどに遍く行互つてゐるのである。これは勿論、要するに、不當占有の企圖であるのであるが、その道徳的感情や意識的動機の點からいへば、全くそんなものではないのである。

### 扶持階級の維持費

すべてこれらの、爲すべからざりしことを爲し、爲すべかりしことを爲さずにおく爲めの錯綜した道具立は、悪意に出づるところのものではない。これは、適法な受惠者達即ち扶持階級をうるほす爲めに、年生産物の充分な分前を振向ける手段方法に過ぎない。が、しかし、この社會の年分配分を略取し分配する爲めのこの道具立や手續は、高價だ、——法外に高價だ、といひ度くなる程のものである。その道具立、その手續は、恐らくは年々爲される作業の凡そ半分見當のものになり、而して残る半分の作業から生ずる産出高の凡そ半分見當のものを取上げることゝ腐心するものである。が、しかし、それが受惠者達にもたらすところの所得は、大方、

此國の年生産の凡そ半分見當のものになるのだから、實業の提案としてはたしかに宜しきを得たものに違ひない。

### 天引勘定の重荷

只だ取りに腐心するこれらビジネスライクな企圖のあら探しをするのは、益なき業である。なんといつてもそれは、確實で健全な、穩當で適法な實業で、ゲームの規則内で過失なく營まれてゐるのである。又た其れには實際、何一つ害になることはない、と——乃至は少くとも、これでもまだよい方なので、もつと悪るかつかも知れないのだ、と本氣に信ずることも出来ないことはないであらう。少くとも、これ迄のところ此の五割強の天引勘定の重荷が社會の脊骨を碎破しなかつたことを思へば、安心が出来るといふものである。それは更に、現にこの新事態下に行はれる産業技術の状態が、高度に、度外づれて生産的であるといふ事實を、強い光の下にもち來たすに役立つことでもある。而して最後に、經濟の法則が斯くも幾代かに亘りて



珍らしくも終始一貫して作用し來れることに想到し、そしてジョン・スチユアート・ミルが凡そ半世紀ほど前に到達したところの『これ迄のところ、果して、今までに爲された一切の機械的發明が、どの人間かの日々の勞役を輕減してゐるかどうかは、疑しい』といふ反省を、いま一度想起することに依つて、更に長閑さが増す筈のものである。

第五章  
既得・利權



### 金錢的權利義務の秩序

近世的見地に於て『人間自然の状態』と假定されてゐるところの、人も知る金錢的權利義務の秩序の爲に辨ずる人々の間に、普ねく用ひられてゐる若干の但書がある。その中に『産業技術の状態が一定したものとして』、『他の事物が舊とのまゝだとすれば』、『長い期間に於ては』、『擾亂的諸原因がないものとして』等があるのである。此の既成法律慣習の固信者達が、之等の但書ブツブツに基づける戦略的解釋を下して舊案を固持した努力は、賞讃に價ひするものがあつた。人間の制度物に於ける根本的、本然的なもの、本質上あるべきもの、及び、かの近世的見を形づくる不可侵的諸原理に導かれて流るゝ時と變化の自然なる進行につれて結局は事實化せざるを得ない所の物に關して、苦心慘膽たる解説が施されて來た。そして、擾亂的な新事態の入侵は、自然と人類の契約の本質的部分でもなければ、十八世紀に安定された近世的見地の構成諸原理の範圍に入るものでもないとして否認されて來たのである。



處で、さきにも述べて置いたやうに、産業技術の状態は、近世期を通じていかなる時にも舊とのまゝに變らずにゐたことがなく、從て他の事物は嘗て一度も同一であつたことがなく、そして長い期間に於ては、結果は常に攪亂的諸原因に依つてつくり出されたのであつた。が、これはすべて、十八世紀諸原理のひからびた光に照して現在と未來の自然の進行を描出した經濟學者や著述家の信用にかゝはる事柄ではない。何故なら、彼等の留保した條件が充たされなかつたのであるから。彼等の議論は、彼等がそれを進める前提としたものが良かつたと同じやうに良いのであつたし、其の前提は、さきに無疑問に許された程に良いものであつた——尤もそれは今になればかなりに前のことではある。罪は、輓近諸事實の方にあり、その先例のない變り易さにあるやうである。しかも、どれ程變り易いといつても、これらの事實が矢張り、他の同種の事實と同じやうに頑固なものではあるのである。

### 自由競争の作用

近世的見地が豫想する自由競争、自助、機會均等、自由契約の組織は、一つの産業秩序を假定し、其處では、すべて一定の個人或は團體の作業及び取引が、自由に、別々に、且つ自餘の同様に羈束されない作業を著しく助けもせず妨げもせずに行はれるとするものである。勿論、一國の産業が何かしら聯絡ある組織を形づくり、從て其處に相よつて産業社會を形成する多數の獨立自足的な作業單位の間には必然に或る程度の相互の適應、應需があるといふことは、常に認められてゐた。が、これらの作業單位各自は互に殆ど獨立に近く、そこに必要とされる輕度の繼續的適應は、市場に於ての自由競争に委して置けば充分にうまく行くほどのものだと思像されてゐたのである。勿論、この假定は、産業的進歩のいかなる階段に就ても決して全然正しいものではなかつたのであるが、十八世紀に於ては未だ、少くとも事實との通話距離内にあつたのである。市場に於ける自由競争は、機械産業の到來以前の産業組織に於ける均衡保持の可能的一方法であつた。で、まぎれもなくそれは、充分に實行可能な理想として、當時の開明な常識の愛顧を被つたのである。それは、その時代の人々を悩ました産業上、社會上の諸



多の難問の最も實際的な解決法だと其の頃は思はれてゐた程に、さうであつたのである。此の案は、今日でも尙ほ或る意味に於て實行可能だといひ得るものである——若しあの頃の一般的諸條件が中間に立つ百五十年間を通じて變らずに居たとすれば、即ち若し他の事物が舊との儘であるとすれば、である。それはすべて、要するに、機械的技術の到來以前、近頃の人口増加以前のことであつたのである。

### 動的均衡態としての全産業組織

が、今日のところ、機械的技術と共に始まつた新産業秩序に即して營まれる社會の産業の續行は、競争的市場が行ふ放漫な矯正的統制に委せて置けばうまく行く、といふ譯には行かないのである。その方法は、よく言つても、まだる過ぎ、そして聯絡がなすすぎる。産業組織は、今や、包括的纏結的なやりとりの仕組に於てともくくに作業する機械的諸過程の廣汎な構成であつて、其處ではそのいづれの一區分、一集團、一單位と雖も、自餘のものとの積極的協同に

依らずして自身の産業的濟度を工夫する自由を有たず、而して其の構成全體は、活躍する諸力の動的均衡態として活動をつゞけて行く。この纏結的な諸過程と、相互依存的な作業諸單位との組織は、多かれ少なかれ微妙な均衡を保つてゐることがである。明かに、この組織は之れを全體として扱はねばならず、又た明かにそれは、その纏結的な諸過程間に調整が行はれ、完全な均衡が維持されてゐる場合にのみ、そしてその構成的作業諸單位に、存分な、平滑な活動が許される時のみ、その全生産能力を以て作業するのである。が、しかし、あまりひどくない故障ならば、その爲にそれが全然作業不能になる、といふやうなことはない。かゝる場合には、低い能率で作業するであらうし、又た随分と甚だしい關節離脱があつても尙ほ、作業は續けるであらう。恰度、今日、習慣的にさうであるやうに。

と同時に、産業組織のかなりに良好な作業能率は、これらの作業諸力間のかなりに良好な調整を條件とする。均衡を得た一全としての組織の滞りなき作業を可能ならしむべく各作業單位をして充分の作業能力を維持させる様な調整を、である。で、明かにまた、作業上の故障、脱



白、阻害が、此の釣合で持つ作業組織の緊要な點——といへば總べての點といふに近いものになる——に生ずると、それが不相應に大きな、全體の故障をひき起すのである。産業組織の各作業單位は、新秩序の下に於てはもはや、個々に獨立したものであるのではないのである。

産業組織は、まだ、此方向への發達の極度に達しては居らない——少くとも未だ完成した自働的構成ではない、といふことを附加して置くことも恐らく必要であらう。が、しかし、機械的技術がつくりいだす新産業へと進み入る一步々々と共に、而かも斷えず速度を加へる其の一步々々と共に、産業の過程は益々徹底的に標準化されつゝあるのであるし、全産業組織の作業諸單位は、其の動的均衡態の益々確乎たる維持と、産業的操作及装置の益々嚴密なる機械的相關とを要求するのである。そして事物は此の方向に沿うて更に一段の進展を、可測の未來に見せる順序にあると期待して、其の反對を豫想せぬのが、當を得たものゝやうに思へるのである。

(142)

### 社會的厚生と産業の統制

此の情勢から無理もなく受ける示唆は、産業組織の統制はこれら技術上の事柄に熟達した人々の手に委せるのが最もよからうといふことである。産業組織は、價格の言葉に於ては、機械的能率の言葉に於て其の作業を營むものである。であるから、其の統制は、技術上の手段方法に經驗のある人々、これらの事柄をば技術家達に意味の通ずるやうな言葉で考へる習慣のある人々の手に委せられさうなものだと思ふのに無理はない。社會の物質的厚生は、此の産業組織の順當な作業と運命を共にし、後者は、該組織の管理に於ての専門的知識、洞察、沒利欲的判斷に依てはじめて可能である。従て、其の管理は之れを財界の巨頭達に委せるよりは寧ろ産業技術家達に委せるのが得策のやうに思はれる。前者のかゝはるところは、生産的能率であるし、後者のかゝはるところは、市場の掛引である。

(143)

然しながら、歴史的必然に依て、この高度に機械技術的な産業組織に關する事の一切に於ける任意的統制は、市場の掛引に著しく熟達した人達、財界陰謀の達人たちに賦與されることになつた。そして、此の人達に此の權能の主張を許すところの法律慣習の體系が著しく安定し



てゐるの餘り、社會の物質的運命の上に彼等が行ふ完全なる支配に對するどのやうな否定もみな、道理に適つた物ではあり兼ねるのである。かゝるあひだに一方では、斷えず益々大いなる、益々敏感なる産業組織に於て一層徹底的な機械的構成への累進的推移が行はれて、一層遺漏なき作業の標準化と一層嚴密なる諸産業の相關へと進み入りつゝあるのである。かゝる、ひだに、産業組織の全體は、ビジネス・メソッド實業的方法ではますます管理し難くなり、而してその一步々と共に、當局者たるビジネスマンに依て行使される統制は、一層的外づれに、一層專斷に、而して一層共同の福利と一致し難くなるのである。

### 産業管理者としての實業家

ビジネス・フェアーネス實業事務——狹義に於ける——は、時と共に必然に、この統制を行ふ人達の注意の益々多くの部分を要求するやうになつて來た。ビジネスライクな管理者の注意は、斷えずますます、會社、商店の利害關係の「財政的結果」の方に奪はれることになり、かくて、餘儀なき怠慢に依て

彼れは必然に、職場の管理や工場の監督の細かな方の事柄は之れを彼れの部下、概して、機械技術的な事には若干の知識があり市場の成行には何ら直接の興味を有たないものとされる彼れの部下に、委ねるやうにしてゐるのである。彼等は、事實、全然かゝる知識を有たないビジネスマンに依て、かゝる知識を有つと看做されてゐる人達なのである。が、大きな方の及び最後の裁斷、即ち全體としての産業組織の働きを左右するもの、乃至は總組織内の諸産業の大きな集團の規則立つた管理、——總てこれらは、尙ほ依然としてビジネスライクな經營者の直接の統制の下にあり、彼等のおの／＼は自分の會社商店の利得の爲めに仕事をしてこれといふ後思案もしないといつた次第である。最後の裁斷は、物質的構成や技術的管理の點の一切に就てさへも、尙ほ依然として各會社商店のビジネスライクな幹部——所有者或は重役——の權内にある。尤も、生産の細目に就ての此のビジネスライクな統制は、必然に、直接に工場を受持つ人達が提案する諸方策の承認、排斥、採用、不採用、修正と、それから、産出の量と率との上に市場の思はくから斷えず加へる抑制と、この二つ以外には出ないといつてよい程のものではある。



### 價格の維持と生産制限

幹部達が産業の上に行ふ統制なるものは、その極めて大なる部分は、ビジネスライクな理由すなはち私利私欲の目的上から承認しがたいやうな生産上の諸案に對する拒否の形をとつて來たのである。實業は利潤の追求であり、利潤は有利な販賣から得られねばならず、有利な販賣は、價格が有利な水準に維持される時にのみ可能であり、價格の維持は、市場へ出せる貨物の産出高を合理的限度内に止め置く時にのみ可能である。であるから、重要産業に關係するやうな實業に於ての主要な案件は、産出高の合理的制限である。「合理的」とは、「十呂盤が持つる丈けの」、換言すれば最大の、純収益を生ずるところのものを意味するのである。

それだから、大きな方の機械的諸産業、即ち自餘の諸産業に先立つて其の步調を定めてやるやうな、そして標準化された、多かれ少なかれ自動的な仕組で構成されてゐるな様ものにあつては、そのビジネスライクな幹部達が現に行ひつゝある生産の監督は、實質上、十呂盤が持つ

る丈けのものを目安として産出高を加減すること以上には餘り出ないのである。そして、この關係に於ては、其の衝に當るビジネスマンがなし得るところは、産出高をば市場の情況が必要とすると思へる丈け生産能力以下に止め置くこと以外にはないと言つて宜いのである。産出高を其の點以上に増加させるとか、又は工場の生産能力を増加させるとかいふ事は、さうすることの許可を技術家達に與へるといふ方法をとる外には、彼等の力で出来ることではないのである。

### 實業的成功の意味

『自然』の經濟に於けるビジネスマンの役割は、『金を儲ける』ことであつて、『貨物を生産することではない。貨物の生産は、一箇の機械的過程で、金を儲けることに附随したものである。一方、金を儲けることは、一箇の金銭上の作業で、掛引と賣込に依つて營まれ、機械装置や動力に依つて營まれるものではない。ビジネスマンは、産業組織の機械装置や動力を利用す



るにはするが、金銭上のことに利用する。そして事實上、自己の管理する機械装置や動力を僅かしか用ひずに済めば済むほど、そして價格の言葉で計へた一定の収入に對して少量の生産物しか産出せずに済めば済むほど、ますます彼れの目的に適ふのである。實業にあつての最も大なる成功は、たゞで何かを得ることに最も近接することにある。凡そ一定の會社、商店の手に入る利得はみな、勿論、生産的産業の全産出高のうちから來なければならず、さうである限り、に於て、どのやうな會社、商店もみな、貨物の繼續的生産に興味を有つてゐる。が、しかし、凡そ一定の會社、商店が、自己の得るものに對して與へるものを少くすることが出来れば出来る程、自己の商賣はますます有利な譯である。商賣の成功は、『掛引に勝つ』ことを意味するのである。

(148)

### ビジネスライクなサボタージュ

共同の福利は、それが物質的厚生にかゝはる限りでは、明かに、産業組織が妨害されず擾亂

されずにその全能力をあげて滞りなく作業する時に最もよく奉仕される。が、また同じやうに明かに、此の産業組織の一區分乃至は一定の會社商店の所有者又は管理者は、自餘のものとの取引上の掛引に勝つことが出来るやうな風に、此の作業組織をば、どこかの重要な點で妨害し、澁滞させ、又は脱臼させることに依て、自餘のものを犠牲にして自己の利得を致すことも出来る譯である。これは斷えず、かの全く普通な、且つ全く適法な、よりよい價格を待望する慣行となつて現はれてゐる。又た、これに劣らず普通な、劣らず適法な慣行、即ち必要の地所や通路、材料や情報の類を抑えて商賣がたきの手に渡さぬやうにする事にも見られるのである。實に、かの『年俸一弗でいゝ』といふ愛國心に燃えた人達をしてそのいつもの商賣を捨て、國家奉仕に向はせた一般的動機の一つは、商賣敵の『鼻をあかせる』やうな風に各種の情報を統制する機會を得ることにあつた、といふ風説がある。すべてこれらは、普通のこと、當り前のことであつて、それは、新制産業がつくり出した諸條件の下に於ける實業の經營管理なるものが、大部分、かうした事柄から成立つてゐるのだからである。此種のサボタージュは、凡そ産的實業

(149)







また大體に於て、勤儉と聰明のめでたき現はれであるとされてゐる——正當にさうさられてゐる、と見做すべきであらう。少くともそれが、裕福な市民達の間に行亘つてゐる意見であるし、この人達の言ふことならば直接の知識から來てゐるのである。只だ、これらの飾り氣のない諸徳をば、現に營まれてゐる實業のやうな大仕掛に於て行ひ、且つこの新様な工藝學に基づく産業組織の廣汎な關節連結に關係して行ふこと、——かうした厄介な諸事情の下に於て件の諸徳を行ふことは、實業界の混亂を惹起し、それは必然に大きなものであるし、更に又た産業上にも有害な結果を持來し、それは尙更ら不相應に大きなものである、といふ迄のことなのである。

(152)

### 競争的經營術

産業企業のビジネスクライクな經營者達は、市場へ出せる貨物や勤勞の供給をば、最も有利な價格をもたらすと思へるやうな分量に抑制して置くことや、輕信な買手をば、競争的廣告に

依て一人の賣手から他の賣手へと振向けることの外にも尙ほ、爲すべき仕事がある、といふ事も又た事實である。が、しかし、實業企業であつて其の主要目的が有利な賣込み、又は有利な掛引き——これは有利な賣込みと同意義であるところの——でないものは、假令あつても先づ無いに近い、といふことも又た知つて置かねばならない。で、彼等は、自己に有利な取引を目ざし、又は自己の優越を市場につくり出すことを目ざしつゝ、絶えず、是認された競争的經營策の是れか彼れかに没頭してゐるのである。何かしら取引上の既得利權になるやうな優越的地位をつくり出さうと絶えず努力してゐないやうなのは、意氣地なしの會社商店である。かゝる會社商店は生き残るに適さない。また、生き残りさうにもないのである。

(153)

實業企業が、制限、妨害、競争的賣込といふ風な術策丈けに没頭してゐるといふのではない。それらは、ビジネスマンの日々の仕事の一部に過ぎない、——尤も、小さいな部分ではないのである。凡そ競争的な實業社會に於ては、この部類の職務に對してはビジネスマンの注意の大部分が向けられて居り、その最善な、最もビジネスクライクな能力が發揮されてゐる。今日の



産業企業の大きな方のものゝ經營にあつては特に一層、其の事務を指揮する人達の仕事の、大きくもあり儲多くもある方の物は、通常、かゝる性質のものゝやうに見えるのである。さうななければならぬといふ理由は、現行諸事情の下に於ける事物の性質に含まれてゐる。凡そ右の原則の適用を受けないやうな業務はみな、かの十八世紀の自由主義的諸原理の支配の下に機械産業を基礎として成立つところの新制實業企業界に、その歴々の成員として参加しない、又は未だするに至らなかつた業務だと見れば大した間違はない。

## 失 業

「われ／＼アメリカ人は、教へられ導かれるのを待つては居ない。アメリカ人は、自分のなすべき仕事を知つてをり、あらゆる再整に當て敏活で工夫に富み、目的に於ては明確で、行動に於ては獨立自恃である。……アメリカのビジネスマンは、機敏で創始的である。個人的創始の常態的過程は、しかしながら、凱旋軍隊の全員に對して即時に仕事を供給することは出来ない

であらう。」といつた風なのが、アメリカのビジネスマンに對してアメリカの一般輿論が與へてゐる評價であり、これがまた社會に於ける自己の役目や價值に關してアメリカのビジネスマン自身が有ちたがるやうな意見でもある。それを争つたりするには及ばないのである。それにしても茲で注意してよいのは、『個人的創始の常態的過程は、しかしながら、凱旋軍隊の全員に對して即時に仕事を供給することは出来ないであらう』といふ一句である。すべての人に明白な通り、その文句に附け加へて、その個人的創始の常態的過程なるものが、用立て得る人々のすべてに仕事を供給することは決してない、といはねばならないのである。事實、失業は、普通の、常態的の現象なのである。であるから、現下の危急、即ち基督教世界の諸國民が即時の使用に要する貨物の缺乏からとも／＼に難澁してゐる今でさへも、普通の、常態的の個人的創始の過程が、生産的産業に用立て得る人力のすべてに仕事を與へると期待することは出来ないのである。理由は、すべての人によく知られてゐる。よく知られてゐるといつてそれは、人間の力では矯正し難い一事態であるとしてひろく一様に當然視されてゐる程のものである。普



通の、常態的な個人的創始とは、『いつも通りのビジネス』と同一物で、『いつも通りのビジネス』は、価格で言ひ表された私利私欲を目指して産業を統制し、そして価格で言ひ表された最大の私利私欲は、用立て得る人力のすべてを役使して諸産業の操業率を高めて、其の最高生産力を發揮させたのでは、之れを獲得することが出来ないものであつて、それは此の基督教世界すべての國民が普通の生活必需品の缺乏からともぐに難澁してゐる場合でも矢張り同じことだ、といふことは單純にして明白な事實なのである。

### 實業家の功績

が、それにしても矢張り、實業の利潤は産業の生産物の中から出て來るのであるし、産業は、實業の利潤を目指して統制され、その操業率が高め或は低められるのであつて、この事がもたらした結果の一つは、アメリカに於ては、さきに引用した一節のやうな形式に於ての懇篤な、此の實業企業の評價であつたのである。私利私欲の爲めにするビジネスライクな産業經營の結

果は、アメリカに於ては、全體としてかなり高度の繁榮となつてあらはれた。これには二つの主なる理由がある——(一)此國の例外的に大いなる自然的資源と、(二)繼續的な人口の増加及び展開、がそれである。(一)、實業企業、即ち私利私欲は、合法化された奪略の過程に依つてこれらの自然的資源を取上げて私利私欲の目的から出來る限り速かにそれを使ひつくしたもので、すべてそれは、私利私欲をそれだけ有利ならしめることになつた。尤も、その自然的資源を使ひつくすことに依つて下積みの社會を疲弊させたにはさせたのである。(二)、自然的増加及び移住に依る繼續的な人口の増加及び展開は、此の國の實業家に對して、斷えず擴大する市場——生産及び運輸に使用さるべき貨物と消費用の既製品との双方に對する——を提供した。爲めに、アメリカの實業家は、産業の産出高をあらゆる點に於て手酷く撓たぶみなく減殺する必要のない仕合せな境涯に置かれたのであつた。實業家が、『此の國を發達させた』のは是れだといつて自家の機敏な創始と工夫力とを『誇』をもつて『指適する時には、要するに、此の人口増加に依つて惹起された繼續的な市場の擴大を自分の手柄にしてゐるのである、彼等の手柄としてよい



ことには、全體から見れば此國の繁榮をば十呂盤が持てる限度を超えて妨げるやうなことはしなかつたと言へるのであるし、これまでは此國特殊の事態の御蔭で、産業がその可能的膨脹率の恐らく半分見當で殆ど繼續的に膨脹しても實業の十呂盤が持てたといふ次第であつた。彼等自身の利得にもなり、下積の社會も助かつたことには、彼等は、此國の産業をばかなり高度の能率を以て有利に作業を續けさせることが出来たのである——大なり小なりの、しかも常に非常に目につく程の、失業と、遊びの工場と、資料の浪費とを伴つてである。

### 既得利權

優勢な機械工藝學の領域に屬する産業のすべて——即ち、新制産業に屬するものすべて——は、何を爲し、何を爲さずに置くべきかに關して、今や、實業の目的からする實業家の支配の下に立つてゐる。而して實業企業が事物の指導を取上げたところではすべて、管理經營の一部分は、市場へ出せる貨物を生産することに向けられ、他の部分は、有利な賣入を企劃するこ

とに向けられて居り、そして此の後の方の、不可欠な仕事に用ひられる戰術は、その殆どすべてが既に述べたる競争的經營の範圍に入るものである。これらビジネスライクな路外づれと打負かしの戰略が功を奏して、それが一つの規則立つた仕組のものに成り、思ひの儘に引續き行使用し得る物に成つた場合、乃至は此種の經營に依て、一定の會社商店にとつての確實な戰略的優越がつくり出されてゐる限り、其處に生ずるのが既得利權である。それはやがて、一箇の無形資産として正式に資本換算されることが出来る。かくて、一箇の資産としてのそれは、實業社會の富の蓄積を増加することになる。そして、一國は、頭割にして、統計的には前よりも富裕になるのである。

既得利權は、賣買し得る、只だ取りの權利である。といつても、既得利權には何も費用が掛つてゐないといふ譯合ではない。それは高い物にさへついてゐるかも知れないのである。もしも、其れをつくり出し維持する爲めに其の所有達がかけた費用の外に、社會が負擔した諸掛りを算入するならば、わけてもそれが高い物についてるやうに思はれやう。既得利權は、實體な



き富、無形の資産である。その性質及び起源から見ると、それはビジネスライクな経営の主要な三方面からの生長物である。(一)有利な賣込を目指しての供給制限、(二)有利な賣込を目指しての取引妨害、(三)有利な賣込を目指しての媚惑的廣告。これらは、嚴密な意味に於ての實業の事であるといつてよい。それらは、商人道の工夫であつて、工人道のそれではない。それらは、掛引を徹底させる爲め的手段方法で、勤勞や貨物を生産する爲め的手段方法ではない。それらの努力の所産として残るのは、無形資産の性質のもの、實體なき富の一項目であつて、有形的装置や物質的資料として手に残る物ではない。會社商店の企業的な所有者達は、それだけ餘計に富裕になるであらうし、そして恐らくは實業社會全體も富裕になるかも知れないが、——これは危ぶなく疑はしい點であるが、——しかし社會全體は、いかなる物質的方面に於ても少しも良くはならないのである。

以上の説明は、勿論、すべてこの實業が嚴に商業道德の埒内に於て營まれてゐるものと假定してゐるのである。かの、利得の追求にあつては到底根絶し得ないところの、此處彼處に行は

れる強制や詐欺の手段の如きは、實業取引の道に依るものでも又たもつと直接な方法に依るものでも、それを一々詮索し説明するのは、たゞ退屈を招き、誤解を招くだけである。それにしても、茲に想起して差支ないことは、商業道德の法典は、掛引の當事者同士に適用されるだけであつて、特に法律に依て差止められる場合の外は、何等第三者の利益が問題にされるやうな事はなく、まして共同の福利に對しては一顧をだに與へるものではない、といふ事である。商業的誠意は、勿論、自助の誠意であり、自助とは之をラテン語で言へば、*caveat emptor* (買手は用心せよ)、といふことである。

普通の經營道に於て、隨分の資力と努力とが、有利な賣込の爲めに費され、有利な賣込を續ける上の優越をつくり出し又は獲得する爲に費されるのである。其の成果として永く残るものは、もし何かゞ残るとすれば、暖簾グッド・ウィルと叫ばれるやうな性質の無形資産の一團である。此の目的の爲めにかける普通の費用は、事實、隨分と大きなもので、『賣込費』は、廣告された貨物の價格の内から支拂はるべき諸費用の、半ばを下らぬことが珍しくない程のものである。こ



の、賣高を増し、利潤の豫想的増加をつくり出す目的から必要であるところの、作業及び資材の消費は、勿論、純然たる浪費として計上さるべきものである。それが、實用にたつ貨物の現在及未來の産出高には何等貢献するところがないといふ意味に於てである。その結果のすべては、生産的設備を遊ばせる事と、取引を妨げる事と、而して、どの品を買ふかに就て輕信な人達の氣を時々變へさせる事であるのである。

### 自由所得の資本化

大まかに言へば、かやうにして自由所得の習慣的享受者となる會社商店は、この『所得の流れ』に既得權利を有つやうになるのであるし、此の優先的地位は、かゝる會社商店を既得利權者、又は特殊利權者と呼んで之れを認めて居るのである。此の種の自由所得で、他の勘定に繰入れられないものは、それが繼續する見込さへあれば、資本換算され、非實體的富の一項目として帳簿に記入され、豫想的利得の源泉として扱はれるのである。それが、賣買し得る法

定の證券類に體現されない間は、かゝる無形資産の項目は、記號の一方法、帳簿方の一方便以上のものではない。が、それに對して、何らかの會社證券、例へば優先株や優先債券を發行するのは譯もないことであり、そこでそれは然るべき格式を備へた一資産となり、法定の地位を有する既得利權となるのである。

通常、此種の自由所得で相當に整一なもの、永續的な物に對しては、ある確定歩合の利子附又は配當附の會社證券が發行され、それと共に、問題の自由所得は、會社の營業に對する固定的天引勘定となり、經常的、不可避的な支出項目として扱はれ、會社の貨物又は勤勞の産出に對する必要生産費の中に算入さるべきものとなるのである。が、それに對して有價證券が發行されるにせよ又たそれほど正式な仕方でないに只だほかの勘定に繰入れない所得の源泉として扱はれるにせよ、かうしたたゞ取りの既得權は、正當に、價值あるものとされ、一箇の所有權として、非實體的なる而かも極めて現實なる富の一項目として、外部からの侵犯に對して防衛されるのである。







でその紆曲を究めるがよからうし、又た随分それに慰樂を見出さないこともないであらうが、茲での議論にとつては、此の自由所得と、それを確實にし適法化する爲めのビジネスライクな工面工夫とが、此新制實業企業の精髓であるといふこと、かゝる企業へと絶えず誘引するものは此の不勞所得に在つて存するといふこと、及びこの筋合ひの『所得』を代表するところの無形資産こそは、それ故に、新制度下の會社資本の實質的核心を形づくるものだといふことを知れば足るのである。序でに、此の、社會の純生産の處分方法に就ては感情の背馳があるといふこと、そしてこれらの事柄に觸れた階級的利害及び公けの政策に關する退つ引ならぬ問題は、いづれ近い内に問題になる順序にあるかも知れないといふことも又た、記憶して置いてよいことであらう。

(166)

## 要 約

此の事柄のかういふ風な説述には親しみのない人達もあるであらうから、此の説明の結末を

出来るだけ簡単に再記して置く方が便宜であらう。資本——少くとも新制實業企業の下に於ける——は、資本換算された豫想的利得である。このことからして、實業、及び實業が産業の上に行ふ支配の現事態の特異性の一つが生ずる。即ち、一定區分の産業的設備及び物質的資料を代表すると同時に之れに對する所有の權利を附與するところの有價證券の額面價格の總額が、乃至はその市場價格の總額すらが、常に必ず、産業的設備及物質的資料——即ち有價證券に依つてそれに對する所有の權利が附與され且つ結局それが附與されるに過ぎないところの——の市場價値の總額を大に超過する、といふ事實が生ずるのである。現營業務體の資本換算價値が、その有形的資産の價値を超過する幅は、通例、極めて大きいのである。そのやうに大きな、資本化された自由所得能力の幅を有たない産業的會社商店は、普通の實業的成功を收めてゐないものであり、何等の既得利權をも有たないものである。

(167)

此の、資本換算に依つて現營業務體の價値に具現されてゐる自由所得の部分は、生産費を差引いた残りの、産業の純生産物から出て來るものである。この自由所得の部分は、成功的な掛引



と、市場に於ける優越に依つて獲得され、それには産業組織の澁滞と攪亂とが含まれてゐる——含まれてゐるといつてそれは、生産費を差引いた残りの純生産物を大に超過する程のものである。この自由所得の凡そ全部が、當事者たる實業家乃至は會社商店へ行く。かくして得られる自由所得が繼續する見込ある場合には、それは間もなく既得利権となる。と、それは、正式に資本換算されて、この豫想的自由所得と同額の所得能力ありと認められる一箇の無形資産となることが出来る。言葉を換へて言へば、其處に生ずるものは、資本化された只だ取りの権利であつて、それが既得権利である。かうした既得権利の所有者に流れ込む利得の全額は、該権利の正當な行使に含まれる産業の攪亂と生産の澁滞とに依て社會全體が蒙るところの損失の全額よりは少ないものに當る。言葉を換へれば、そして他面から見れば、これらの既得権利や無形資産に對する利分といふ形で社會がその扶持階級に與へるところの自由所得は、この不可量物的富の所有者達が該所得よりも遙かに多額の物質的損害を社會に與へることに對して、社會が彼等に支拂ひつゝある代價である。が、しかし、茲に忘れてならないことは、そして正にこ

れら善意のビジネスライクな經營者達の手柄として認めねばならないことは、すべて此種の經營を手段として彼等の追求しつゝある究極の目的物は、社會に對する十割の損害ではないので、彼等及びその依頼人達に對する僅か一割の私利だといふことである。

### 無形資産が代表するもの

茲での議論に關係のある限りでは、主なる事實は大體右に述べたやうなものである。が、それが餘りに嶄新だと思はれたり、又たそれには關係事實を没却してゐる處があると思はれたりせぬやうに、これに關聯していさ少しく言つて置かねばならない。此の同じ實業企業——その主要目的及び結果は不勞所得に對する既得権利の創造であるところの——がもたらし、若干の有形的利益のうちで、正にその功績に歸すべきものがあることは、特に記憶すべき點である。多少とも事情に通じたものには明白なことであらうが、此の國の會社資本に含まれる無形資産(例へば)の少なからぬ部分は、日々の産業組織の攪亂を代表するものではなくて、寧ろかゝる攪



亂を中止し廢止する爲めにビジネスライクな經營者達が講じた方策の成功、即ちかゝる攪亂から免れ得たことに對する代價を、代表するものである。

### 集中に依る勞費の節約

といふことの意味は、具體的な説明に依て明かにされる。過去しばらくの間、特に眼立つて最近四分の一世紀のあひだに、大きな方の産業的會社商店は斷えず合同していよいよ大きな聚積をなし、ますます集中的な統制の下に置かれるやうになつて來た。鋼鐵工業の場合が、その典型的なものである。一八九〇年代の初頃に始まつて隨分暫くのあひだ、此の産業に於ける結合、再結合が逐次的に行はれ、ますます大きな法人的所有の聚積となつて現はれた。常に必ずとは言へないであらうが概して、かの舊時の細分された所有に必然に含まれてゐた不利な重複や喰ひ違つた作業が、かういふ風にして所有及び統制の集中へと進む一歩々々と共に取除かれたのであつた。恐らく其處には又た、産業の經營のうち必然に含まれてゐる實業事務の全體

に亘つても巨額の節約が常に必ずあつたであらう。おのゝ自家の金錢上の利得に鋭意する多數會社商店が對立する場合の經營に於ては、契約、注文、日々の計算、作業協定、及び本來の意味に於ての謂はゆる財政的活動といつた風な物から成る實業事務の内容は、多大で錯綜したものに違ひない。その少なからぬ部分は、それらの會社商店の所有を一括して集中的統制の下にもたらすことに依て取除かれ、而して其の結果として、かの多種多様な實業上の取極めを待つて始めて産業的作業が開始されねばならぬ——現に習慣的にさうであるやうな——場合には常に必ず免れ難い澁滞や不確實やが減少する譯である。鋼鐵業の合同の一步々々の結果として、通例、經濟と利便に於て得る所極めて大なるものがあつたと見るべき情況證據があるのである。而してこのビジネスライクな澁滞と故意の不整齊との廢止は、その實行の一步毎に、確實な基礎の上に据えられ、會社有價證券増發の形に於て資本化されたのである。

### 節約の資本化



これと共に想起してよいことであるが、この逐次的な所有合同の一々に際しては、その常務的なことがらとして、今や一箇の合同體を成すに至つた各會社の資本金額の新定が行はれ、而して常に必ずとは言へなくとも概して、かく新定された資本金總額は、構成員たる各會社の舊資本金の總計よりも大なるものであつた。また、時には公稱資本金額が増加されなかつたやうなことがあつても、既發證券の市場價值が成員會社の舊資本の價值よりも上つてゐる爲めに、其處には事實上の資本増加があつた譯である。で、かく資本金額が増加されるのが通例であつたのであるし、その増加された新定資本金も又た通例妥當なものと判明したのであつた。より大きい、より安定した會社資本の價值は、所有及び統制が細分されてゐた時代に同一財産を基礎としてゐた舊資本の價值よりも、より大きくより安定したものであることが、間もなく判明したのであつた。かうして總資本金額に加へられた増加部分は主として、所有合同から結果したところの、喰ひ違つた作業の減少を代表するものであつたのだし、それは無形資産の典型的一例と見るべきだとされる。公稱資本の新定及び増額は、概して成功であつた。そしてそれは

わけでも、後に、謂はゆるトラスト運動の一時的完結を劃したところの、より大きなより終局的な、法人的所有の再結合に於て、さうであつたのである。米國鋼鐵株式會社は、大きな機械技術的産業の財政道に於て、合同及び資本金新定の一路を敢進するの智慧を實證したものである。その邊の消息に通じた人々が知悉してゐる理由に依て、この數年に亘つた合同の過程に於て、鋼鐵業の法人資本に書込まれた無形資産、天引勘定の總額がどれ程のものであるかに就ては、何人も確信ある評定を下すことが出來ず、これといふ聰明な意見をさへ述べることが出來ないのである。減價、廢用、置換、擴張、市況の變化、技術的必要の變化等の理由からして事態が餘りに錯綜してゐるので、新資本額に含まれてゐる無形的諸項目を的確に突止めるといつた風なことは、到底不可能なのである。が、しかし、その無形的諸項目が、全體として、全資本額の極めて大きな割合を占めることには疑ひの餘地がないのである。



此の點に於て鋼鐵業に就て眞なることは、疑ひもなく、尙も一層無條件的に交通業に當嵌り、もしくは石油業といつた風なものゝ場合に當嵌るであらう。後者は、一つの典型的な場合と見ることが出来、その實業的構成を制約する事情に於ては鋼鐵業と相違するところがあるにしても、集中的統制を必要とする點では正に鋼鐵業に比すべき物である。石油業に於ては、資産の大まかな分類は大體かういふ風になる——(一) 自然的資源の獨占、(二) 供給制限に依る市場の支配、(三) 機械的施設物。此の三つの内の最後の、物質的設備は、言ふ迄もなく、全體として最も輕微な、最も價値の低いものである。鋼鐵業にせよ、其他これと同様な規模、同様な技術の水準で作業する諸産業に於て、疑ひの餘地なき一事は、法人資本の所有者達が極めて巨額な此種の無形資産をもつやうになつたといふこと、及びこれらの資本化された自由所得の諸資産が、その基底に横はるところの有形的資産の總價額に數倍するだらうといふことである。

(174)

#### 所有の結合と競争の原理

これらの諸條件の下に行はれるビジネスライクな産業經營は、そのあらゆる點に攪亂や喰ひ違つた作業を含まなくてもよいのは言ふ迄もない。その衝に當る實業家は、諸力を結合し、浪費的な取引を排除し、有利な價格が得られる範囲内で一國の生産的諸力を相當に自由に經濟的に作業させて、何等かの協定案に基いて彼等同士の間<sup>間</sup>に分配さるべきより、大いなる自由所得の總額をものにする様にするのが、彼自身にとつて利益であるといふことは常にあり得べき筈である。それは、所有の結合、即ち現時の法人組織の如きものに依て實行することが出来る。が、この法人化を諸力結合の方便として利用することには、原理上の困難がある。かく、所有と統制とを大規模に結合することは、畢竟、自餘の社會に逆らつてする諸力の結合、乃至は自由競争の原理を犯かしてする諸力の結合のやうに見えるのである。それは畢竟、取引を阻害する結合だといふことになる。が、しかし、形式としては所有の集中である。取引を阻害する所有者の結合は、自由取引と自助の自由主義的諸原理に牴觸する。が、一方、買収または法人化による所有の合同は、自由取引と自助の権利の合理的行使のやうに思はれる。で、其處には、この

(175)



點に關する意見の相違を來すやうな機會がないでもなく、且つ取引の阻害を目指す陰謀を禁ずるこれら自由主義的諸原理を翻弄するやうなことになる危険がないでもない。で、取引の阻害を目指す所有の結合は、これら自由主義的諸原理の志向の範囲内では、取引の阻害を目指す陰謀にはならない、と信ずることに依て、この原理上の困難を切抜けようとする企てが行はれて來たのである。さういふ風な解釋をこれらの原理に與へる差迫つた必要があるのであつて、さうした解釋は會社財政の處理を大に促進するに違ひないのであるが、さういふ風に所有權なるものを取扱ふことには尙ほ何かしら微かな暗影がまつてゐることは認めなければならぬ。それには、これまで所有の精髓と信じられて來たところの、財産的諸權利の自由裁量的行使の放棄乃至は委讓が含まれてゐるのである。

### 獨占利得

かゝる合同の結果として生じた事物の新状態は、自由所得の永續的源泉として資本化される。

で、もしこの資本化が確實な實業的提案だといふことになると、新定資本金額の大小に準じて、この企ての促進者乃至はこの企ての名義者たる會社の懐に入る所得増加の大小が定まるのであつて、そしてもし彼等の仕事が上手に手際よくなされた場合には、彼等の外は誰一人としてその仕事の利得にあづかる者がなく、其他どういふ點からもその恩澤を蒙る者が無いのである。それは實業上の一提案であつて、氣紛ぐれな公益上の設計ではない。かゝる所有合同の資本換算價值は、合同に伴つて高められたる生産や、省かれた浪費に準じて定まるものではないのであるし、又たこの新しい企てが、何等かの形に於て社會の純生産的資源の上に節約や加増をもたらしたりする事は要らないのである。要らない處ではない、かうした浪費保全的所有合同は、獨占の法則のありふれた作用に従ていきなり産出高制限へと進むことも珍らしくないのである。かうした合同に伴つて、産額の制限や、價格の引上や、失業や、難澁やが、あまりに屢々生ずる處からして、それこそは、凡そ此の種の成功的術策の論理的目標であり成果であるといふのが、今では既に一般的知識信仰の一箇條となつてゐる程である。



で、また、合同から生ずる新しいより大きな會社商店は、その賣出す貨物や勤勞をより良い條件で提供するやうなことはあるかも知れないが、その職工に對する仕打に於て、より鷹揚であつたり、より人道的であつたりする必要はないのである。事實、それと反對の仕打に出度の誘惑がある。より有力な會社は、自己の欲する條件をば一層思ひのまゝに課することが出來、それを承諾するか、しないかは職工の勝手だといへ、普通は承諾することになる。そも、ビジネスライクな經營の普遍的原則——十呂盤が持てる丈け拂はせる——は、規模の大小や設備の便不に論なく總ての會社商店に對して依然として其の適用をまげないのである。さきにも述べて置いた通り、十呂盤が持てる丈け拂はせるとは、最大純益が生ずるところのものを拂はせるといふのと同じことなのである。

(178)

### 残る二つの問題

既得利權の性質及び用途に觸れた問題で、まだ二つの主なる問題が残つてゐる。これら有力

なる會社商店は、生産費を差引いた純生産をどのやうにでも増加させ得る地位に在るのだとすると、産業組織をば全生産能力點で運轉させるやうな風に、その專制的權能を行使しないのは何故であるか？ といふ問題と、既得利權に對する餘祿として彼等の手に入る自由所得は、如何なる用途に充てられるか？ といふ問題である。第一の問題に對する解答は、大きな方の會社商店も、小さいな方のものも、ともくみな價格組織の制限内にとぢ込められて居り、この事は彼等をして、有形的貨物の形に於ける加増の追求に向はしめずして、有利な價格の追求に向はしめる、といふ事實のうちに見出されるのである。彼等の既得利權は、大部分、價格の言葉で表はされる天引勘定として保有され、從て價格の言葉に於て之れを迎へねばならないのであつて、このことが價格を顧みざる純生産の増加を許さないものである。第二の問題は、經濟學の著名な公式、『人間の欲望は無限の膨脹力を有つ』、特に贅冗品の消費に於て然り、といふ事實にその解答を見いだすであらう。既得利權の無形資産に資本化されてゐる自由利得は、裕福な投資者達の手に渡つて彼等を扶持し、彼等はそれ故に扶持階級と呼ばれ、彼等の扶持は無

(179)



限の膨脹力ある、贅冗品の消費に在つて存するのである。

第六章  
國家の神權



### 近世的見地の成果としての世界戦争

歐洲大戦は國家的霸氣の致命的な纏れから生じた、といふ此の不祥な事實は隠れもない。そして、その致命的な『戦前の状態』は、わが現代の文明諸國に於ける人間關係を支配して來た法律慣習の普通の作用に從て現出したものである、といふ事實も亦た殆どそれに劣らず隠れもない。此の法律慣習組織の根柢に横はる諸原理は、それが設定の後に至つて生じたところの新秩序の物質的諸條件の下に於ても尙ほ、引續き人間關係を支配して來たのである。法律及び道徳に關する近世的見地を形づくるこれら開明な諸原理は、十八世紀のものであるが、之れに對して産業に於ける新秩序は、二十世紀のものであつて、この二つの時の間には、生活の物質的諸條件に於ける先例のない變化を含む間隔が横はるのである。

これらすべてに對しては、勿論、戦争なるものは別に新しい發明ではなく、常に戦争を生起した國家的野心や敵意は、近世的見地や機械的産業よりもずっと古い時代からのものである、



といふ事が出来るのであるが、しかし、又た、いま假りの終結に近づきつゝある大戦は、歴史上に知られた戦争の最も大いなる、最も兇猛なるものであり、且つ、それは、事實の點に於て、これら開明なる近世的見地の諸原理がその成果を新制産業の地盤の上に結ばせることに依つてくりいだした此の『現状』から生じたものである、といふことも否めないのである。

### 戦争の勝敗と産業的優劣

大戦は、産業技術を充分に利用してゐる一群の國家の間に生じたものであり、彼等はこれら開明な十八世紀の諸原理に従つてその實業を經營し、産業を統制し、その國家的野心及び政策は、彼等がこれまで習慣的に善いと信じ正しいと信じて來た國家的自決及び自執の先入觀念に依つて導かれてゐるのである。交戦國は、主として強大産業國から成り、戦争の結果は、先進産業國の産業的優越に依つて決せられつゝある。やゝ後進的な——産業上からいつて後進的な——多數の國家が、此の強大國の争ひの中に引入れられてはゐるが、彼等が参加したのは、單に利

害關係ある第三者としてあり、主要交戦國の裁量に依つて招來さるべき援軍、加勢としてであつた。大戦は、工藝學的優越及び産業的資源の争ひであつたので、その最後の決定は、産業的諸力のより大いなる聚合に掛かつてゐるのである。戦争的恐怖、放縱、その他異教徒の案出したあらゆる獸的手段は、強大な産業諸國に向つては無効なことが判明したのであつて、その理由の一部は、さうした手段が闘争の機械技術的要求を永續的に充たさないものだからであり、一部は、強大な産業國民を動かしてゐる感情の大風潮と相容れないものになつたからである。戦争的動亂の中心は、新制産業の生長及び波及の中心と同一のものであつた。而してその二つの點、戦争への参加と新制産業の分前とのいづれの點から見ても、それは、地理的に見た中心へどれだけ地理的に接近してゐるかの問題ではなく、産業的親近及び工藝學的成熟の程度の問題である。動亂及び参戰の中心は、工藝學的側面に於ての中心であつて、戦闘は、結局、工藝學的に見た新秩序の發達に於て最もその頂點に近づいてゐる強大な産業國民間の戦闘である。彼等はそれ以外、點では少しも優越するに及ばないのであつて、勝敗は、産業技術の實力



に依つて決するのである。で、それに關聯して、いま一度想起してよい事は、産業技術の状態は、常に、一現營業務體としての産業社會全體によつて保有され、使役され、高められ、進められる知識及び熟練の合資だ、といふことである。戦争が、今迄でに實證してくれたことは、機械産業の偉大なる能率である。

が、しかし、この戦争を激起せしめた野心と敵意——再び適當の時機に激發せしめんと待構へてるところの——は、この産業秩序に屬するものではなく、わけても工藝學的新秩序に屬するものではない。それらは、近き過去、即ち新制産業が關係するやうになつた以前の時代から持越されてゐる自助の諸原理の方により、密接に結びついてゐるものである。そして、これらの諸原理が、各交戰國內部の經濟組織に生ぜしめた諸結果と、各國間の協調に生ぜしめた諸結果とのあひだには、妙な相似がある。自助と自由契約の諸原理は、國の内部に於ては既得利權を生ぜしめ、既得利權はそれ自身の利益の爲めに産業組織を統制し依て以て社會の純生産物に對する法律上の權利を獲得する。各既得利權者が習慣的に目ざす所は、有利な取引の出来る丈

け多くを手に入れ、且つ、自餘の社會の犠牲に於て、その取引から出来る丈け多く儲けることにある。と同じやうに又た、文明國は、みなそれ々に、同じ自由主義的諸原理の裁可の下に、不可讓的な『自決』の權利を既得してゐるが、その自決なるものを解釋すれば、各國がみなそれぞれに、強制、詐欺の合理的使用に依り、自餘のものゝ犠牲に於てする自己擴大を意味する。そしてこれまでの所、全體として、此の自己擴大の國家的企業に於て十呂盤が持てる丈けの強制、詐欺を使用することには、何等の恥辱感も、不道德感も伴はなかつたのである。かくの如きが、文明諸國間の習ひ慣はしであつたのである。

### 個人の自助と國家の自決

かゝる間に、産業の新秩序が關係し出すやうになり、その結果、これら自決の諸國のどの一つでもが自己の目的の追求に於てひき起す擾亂は、他のすべての諸國——産業、貿易の同じ包括的構成の範圍内にある限りの——の生活の諸條件に狂ひを生ぜしめずには置かないのである。